

情報・システム研究機構職員給与規程

〔平成16年 4月 1日〕
制 定

最近改正 令和 5年 7月31日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、情報・システム研究機構職員就業規則（以下「就業規則」という。）

第27条の規定に基づき、職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類、計算期間及び支給日)

第2条 職員の給与の種類、計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。

給与の種類	給与の計算期間	給与支給日
(1) 基本給 (2) 諸手当 基本給の調整額 管理職手当 初任給調整手当 都市手当 広域異動手当 扶養手当 住居手当 単身赴任手当 CSIRT手当	一の月の初日から末日まで	その月の17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日、その日が土曜日に当たるときは、16日、その日が月曜日で休日に当たるときは、18日）
航空手当 極地観測手当 時間外勤務手当 休日給 在宅勤務手当	一の月の初日から末日まで	翌月の17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日、その日が土曜日に当たるときは、16日、その日が月曜日で休日に当たるときは、18日）
期末手当 勤勉手当		6月30日及び12月10日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、前々日、土曜日に当たるときは、前日）
寒冷地手当	一の年の11月から3月まで	その月の17日（ただし、その日が日曜日に当たると

		きは15日，その日が土曜日に当たるときは，16日，その日が月曜日で休日に当たるときは，18日)
通勤手当		別に定める支給単位期間に係る最初の月の17日（ただし，その日が日曜日に当たるときは15日，その日が土曜日に当たるときは，16日，その日が月曜日で休日に当たるときは，18日)
競争的研究費 特別手当		10月17日又は2月17日（ただし，その日が日曜日に当たるときは，15日，その日が土曜日に当たるときは，16日，その日が月曜日で休日に当たるときは，18日)

2 前項にかかわらず，就業規則第2条第3項に定める外国人研究員の給与の種類は，情報・システム研究機構外国人研究員の就業に関する規程の定めるところによる。

(給与の支払い)

第3条 職員の給与は，通貨で直接職員にその全額を支払うものとする。ただし，法令又は労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第24条に基づく協定に定めるものは，これを給与から控除して支払うものとする。

2 前項の給与は，原則として，職員の預貯金口座に所要金額を振り込むことによって支払う。

3 業務について生じた実費の弁償は，給与には含まない。

(日割計算等)

第4条 新たに職員となった者には，その日から基本給を支給する。基本給の月額に異動を生じた者には，その日から新たに定められた基本給を支給する。

2 職員が退職し，又は解雇された場合には，その日までの基本給を支給する。

3 職員が死亡により退職した場合には，その月までの基本給を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により，基本給を支給する場合であって，その月の初日から支給するとき以外のとき，又はその月の末日まで支給するとき以外のときは，その給与額は，その月の現日数から情報・システム研究機構に勤務する職員の勤務時間，休日及び休暇等に関する規程（以下「勤務時間等規程」という。）第10条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 前4項の規定は、基本給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、都市手当及び広域異動手当の支給について準用する。

(給与の即時払い)

第5条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合に、本人又は権利者の請求があったときは、第2条の規定にかかわらず速やかに給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りではない。

一 退職し、又は解雇されたとき

二 本人が死亡したとき

(非常時払い)

第6条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ本人から請求があったときは、第2条の規定にかかわらず当該請求があった日までの給与を速やかに支払う。

一 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産若しくは葬儀の費用にあてるとき

二 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気又は災害の費用にあてるとき

三 本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用にあてるとき

四 その他特に必要と認めるとき

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第7条 第22条、第33条及び第34条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給、基本給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、都市手当、広域異動手当、CSIRT手当及び寒冷地手当(都市手当及び広域異動手当については算出の基礎から扶養手当を除く。)の月額合計額を当該年度の一月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第33条及び第34条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、航空手当、極地観測手当又は在宅勤務手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該勤務に係る勤務1時間当たりの手当の額(1日単位で支給されるものにあつては、その額を7.75で除した額)を、前項の規定による額に加算した額とする。

(端数計算)

第8条 前条に規定する勤務1時間当たりの給与の額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じた場合はこれを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第9条 この規程により計算した各給与の種類別の確定金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第2章 基本給

(基本給)

第 10 条 基本給は基本給表に定める級号と基本給月額により支給する。

(基本給表の種類)

第 11 条 基本給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 一般職基本給表（別表第 1）

イ 一般職基本給表（一）

ロ 一般職基本給表（二）

二 医療職基本給表（別表第 2）

三 教育職基本給表（別表第 3）

四 指定職基本給表（別表第 4）

(初任給)

第 12 条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して決定する。

(昇格)

第 13 条 従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により上位の級に昇格させることができる。

(降格)

第 14 条 就業規則第 23 条第 1 項の規定により降任したときは、下位の級に降格させることができる。

(初任給基準を異にする異動の場合の職務の級)

第 15 条 職員を基本給表の適用を異にすることなく初任給の基準の異なる他の職種に異動させる場合には、その異動後の職務に応じ、決定する。

(基本給表の適用を異にする異動の場合の職務の級)

第 16 条 職員を基本給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、決定する。

(昇給)

第 17 条 職員（指定職基本給表の適用を受ける職員を除く。）の昇給は、次条で定める日に、同日前 1 年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号数を 4 号（一般職基本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級以上であるもの、医療職基本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が 3 級以上であるもの及び教育職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が 5 級以上であるものにあつては、3 号）とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

3 55 歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4 号（一般職基本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級以上であるもの、医療職基本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が 3 級以上であるもの及び教育職基本給表の適用を

受ける職員でその職務の級が5級以上であるものにあつては、3号)」とあるのは、零とする。

4 職員の昇給はその属する職務の級における最高の号を超えて行うことはできない。

(昇給の時期)

第18条 前条の規定による昇給の日は、毎年1月1日とする。

(表彰等による昇給)

第19条 職員が就業規則第39条第1項第1号、第3号及び第4号の規定に該当し表彰された場合その他勤務成績が特に良好である場合等においては、第17条及び前条の規定にかかわらず、昇給を行うことができる。

第3章 給与の特例等

(休職者の給与)

第20条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第15条第1項第1号の規定による休職(以下この条において「病気休職」という。)にされたときは、その休職の期間中、給与の全額(労基法第76条による休業補償及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)第14条による休業補償給付を受ける額に相当する額を除く額)を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり、病気休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、基本給、基本給の調整額、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当(以下この条において「基本給等」という。)のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により、病気休職にされたときは、初めに休職した日から引き続いた期間又は同一若しくは同種疾病によるものが断続的に行われた期間(一の休職から復帰した後1年以内に再び休職となる期間に限る。)を合算した期間が満1年に達するまでは、基本給等の100分の80を支給することができる。

4 職員が刑事事件に関し起訴され、就業規則第15条第1項第2号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、基本給等の100分の60以内を支給することができる。

5 職員が就業規則第15条第1項第3号の規定に該当し休職にされたときは、その休職の期間中、基本給等の100分の70以内(業務上の災害若しくは労災保険法第7条第2項に規定する通勤による災害を受けたと認められるときは、100分の100以内)を支給することができる。

6 職員が就業規則第15条第1項第4号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、基本給等の100分の70以内を支給することができる。

7 職員が就業規則第15条第1項第6号の規定に基づき、情報・システム研究機構休職に関する規程第5条の規定による役員兼業休職にされたときは、その休職の期間中、基本給等の100分の100以内を支給することができる。

8 休職にされた職員には、他の規程に別段の定めがない限り、前7項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

(育児休業等に係る給与)

第21条 情報・システム研究機構職員の育児休業等に関する規程(以下「育児休業等規程」という。)及び情報・システム研究機構職員の介護休業等に関する規程(以下「介護休業等規程」という。)に基づき、育児休業の申出をして承認された職員又は介護休業を申し出た職員の当該育児休業又は介護休業に係る期間は給与を支給しない。

2 育児休業等規程第12条に規定する育児部分休業を申し出て承認された職員、又は介護休業等規程第12条に規定する介護部分休業を申し出た職員の当該育児部分休業又は介護部分休業にかかる時間は、給与を支給しない。

(自己啓発等休業に係る給与)

第21条の2 情報・システム研究機構職員の自己啓発等休業に関する規程(以下「自己啓発等休業規程」という。)に基づき、自己啓発等休業をしている職員の当該自己啓発等休業に係る期間は給与を支給しない。

(配偶者同行休業に係る給与)

第21条の3 情報・システム研究機構職員の配偶者同行休業に関する規程(以下「配偶者同行休業規程」という。)に基づき、配偶者同行休業をしている職員の当該配偶者同行休業に係る期間は給与を支給しない。

(給与の減額)

第22条 職員が勤務しないときは、勤務時間等規程第16条に規定する休暇又は同規程第12条の規定によりその勤務しないことについて承認があった場合を除き、第7条に規定する勤務1時間あたりの給与額に勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

2 前項の規定にかかわらず、一の負傷又は疾病による病気休暇等(次に掲げる場合における病気休暇(以下「生理休暇等」という。)以外の病気休暇又は疾病に係る就業禁止の措置をいう。以下同じ。)が引き続いている場合においては、当該病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における当該病気休暇等の日(1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを病気休暇等により勤務しなかった日に限る。次項において同じ。)につき、基本給及び基本給の調整額の半額を減ずる。

一 生理日の就業が著しく困難な場合

二 業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合

三 情報・システム研究機構安全衛生管理規程第15条第5項の事後措置を受けた場合

3 一の負傷又は疾病が治癒し、他の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている場合においては、当初の病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期

間を経過した後の引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日につき、基本給及び基本給の調整額の半額を減ずる。

- 4 前2項の適用については、生理休暇等の期間（生理休暇等に係る負傷又は疾病に係る療養期間中の休日その他の病気休暇等の期間以外の勤務しない期間を含む）及び引き続き勤務しない（生理休暇等の期間が、この項の規定により勤務しない期間が引き続いているものとされる場合は含まれないものとする。）期間が8日以上（当該期間における休日以外の日数が4日以上である期間に限る。）にわたる職員（この項の規定により勤務しない期間が引き続いているものとされる職員を含む。）が、引き続き勤務しない期間の末日の翌日から勤務時間等規程第21条第2項に規定する実勤務日数が20日に達する日までの間に再度勤務しないこととなった場合における当該引き続き勤務しない期間の末日の翌日から当該再度勤務しないこととなった期間の初日の前日までの期間の前後の勤務しない期間は、引き続いているものとする。
- 5 第2項から前項までの勤務しない期間には、病気休暇等の日（1日の勤務時間の一部を病気休暇等により勤務しない日を含む。）のほか、当該療養期間中の勤務時間等規程第10条に規定する休日その他の勤務しない日（年次休暇及び特別休暇を使用した日並びに1日の勤務時間の一部を勤務しない日を含み、生理休暇等の日、生理休暇等の日の間にある休日その他の病気休暇等の日以外の勤務しない日及び1日の勤務時間の一部に育児休業等規程第12条に規定する育児部分休業がある日であって、当該勤務時間のうち、当該育児部分休業以外のすべての勤務時間を勤務した日を除く。）が含まれるものとする。

第4章 諸手当

（基本給の調整額）

第23条 基本給の月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、適正な調整を行うことができる。ただし、指定職基本給表の適用を受ける者を除く。

- 2 前項の規定により基本給の調整を行う職は、別表第5の勤務箇所欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の職員欄に掲げる職員の占める職とする。
- 3 職員の基本給の調整額は、当該職員に適用される基本給表及び職務の級に応じて別表第6に掲げる調整基本額にその者に係る別表第5の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

（管理職手当）

第24条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職を占める職員に支給する。ただし、指定職基本給表の適用を受ける職員については、基本給月額に管理職手当相当額を含むものとし、管理職手当を支給しない。

- 2 管理職手当の月額は、当該職員に適用される基本給表別並びに職務の級及び適用区分

に応じ次の表に定める額とする。

イ 一般職基本給表（一）

職務の級	適用区分	手当額
10級	I種	139,300円
9級	I種	130,300円
	II種	104,200円
8級	I種	117,100円
	II種	94,000円
	III種	82,200円
7級	II種	88,500円
	III種	77,400円
	IV種	66,400円
6級	III種	72,700円
	IV種	62,300円
	V種	51,900円
5級	III種	69,400円
	IV種	59,500円
	V種	49,600円
4級	IV種	55,500円
	V種	46,300円

ロ 教育職基本給表

職務の級	適用区分	手当額
5級	I種	133,600円
	II種	106,900円
	III種	93,500円
	IV種	80,200円
	V種	66,800円
	VI種	42,800円
	VII種	32,100円
	VIII種	21,400円
4級	III種	80,300円
	IV種	68,800円
	V種	57,300円
	VI種	36,700円
	VII種	27,500円

	VIII種	18,300円
--	-------	---------

- 3 前項の適用区分に該当する職員は、機構長が定めるところによるものとする。
- 4 第2項に規定する管理職手当の月額は、当該職員の属する職務の級における最高の号の基本給月額の100分の25を超えてはならない。
- 5 第2項に規定する管理職手当の月額は、所定の勤務時間（第33条第1項に規定する所定の勤務時間をいう。）を超えて勤務した場合及び休日に勤務した場合における賃金相当額を含むものとする。ただし、当該勤務が深夜に及んだ場合を除くものとする。
- 6 第1項の規定にかかわらず、管理又は監督の地位にある職を占める職員の事務代理を命ぜられている者については、その職務にある期間、当該管理又は監督の地位にある職を占める職員と同じ区分の管理職手当を支給することができる。

（初任給調整手当）

第25条 初任給調整手当は、次の各号に掲げる職に新たに採用された職員（医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医師免許証を有する者に限る。）に、当該各号に掲げる範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。

- 一 医療職基本給表の適用を受ける職 月額184,700円
- 二 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められた職で、国立遺伝学研究所ゲノム・進化研究系人類遺伝研究室に所属するもの 月額50,800円
- 2 在職する職員のうち、新たに前項に規定する職を占めることとなった職員で医師免許証又は歯科医師免許証を有する者には、前項の規定に準じて初任給調整手当を支給する。
- 3 第1項各号に規定する初任給調整手当の月額は、採用の日又は前項に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた別表第7に掲げる額とする。この場合において、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学卒業の日からそれぞれ採用の日又は前項に規定する職員となった日までの期間が4年（医師法に規定する臨床研修を経た場合にあっては6年）を超えることとなる職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年以内の職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日又は前項に規定する職員となった日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間、初任給調整手当が支給されていたものとする。
- 4 初任給調整手当を支給されている職員が就業規則第15条の規定に該当して休職にされた場合における当該職員に対する別表第7の適用については、当該休職の期間（第20条第1項の規定により給与の全額を支給されることとなる期間を除く。）は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。
- 5 第1項又は第2項に規定する職員となった者のうち、これらの職員となった日前にこの規程による初任給調整手当、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95

号。以下「給与法」という。)に規定する初任給調整手当及び他の法人等において支給する手当でこれに相当すると認められた手当(以下この項において「初任給調整手当等」という。)を支給されていたことのある者で第3項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当等を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間、初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

(扶養手当)

第26条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、指定職基本給表の適用を受ける職員には支給しない。

2 前項に定める扶養親族は、次の表の対象者欄に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものとし、扶養手当の月額は、同表に定める額の合計額とする。ただし、平成29年4月1日から平成32年3月31日まで間における同表に定める額は別に定める。

対象者		手当額
満22歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子		1人につき 10,000円
配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)	下記以外の職員の場合	6,500円
	一般職(一)8級及び教育職5級の職員の場合	3,500円
	一般職(一)9級以上の職員の場合	不支給
・満60歳以上の父母及び祖父母 ・満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹及び孫 ・重度心身障害者	下記以外の職員の場合	6,500円
	一般職(一)8級及び教育職5級の職員の場合	3,500円
	一般職(一)9級以上の職員の場合	不支給

3 扶養親族となる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(都市手当)

第27条 都市手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して、別表第8の支給地域欄に掲げる地域に在勤(在宅勤務による勤務を除く。以下同じ。)する職員に支給する。

2 都市手当の月額は、基本給、基本給の調整額、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額

に、別表第8の支給地域に応じて、それぞれ支給割合欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- 3 6月を超えて都市手当の支給を受けていた職員が、支給割合のより低い地域又は支給地域とされていない地域に異動した場合、異動の日から2年間、異動の日の前日に在勤していた地域に係る支給割合による都市手当を支給する。ただし、当該異動の日から1年を超える期間における支給割合は、異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合とする。

(広域異動手当)

第27条の2 職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務箇所が移転した場合において、当該異動又は移転(以下この条において「異動等」という。)につき別に定めるところにより算定した勤務箇所間の距離(異動等の日の前日に在勤していた勤務箇所の所在地と当該異動等の直後に在勤する勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)及び住居と勤務箇所との間の距離(異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)がいずれも60キロメートル以上であるとき(当該住居と勤務箇所との間の距離が60キロメートル未満である場合であつて、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と勤務箇所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として機構が定める場合を含む。)は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、基本給、基本給の調整額、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に当該異動等に係る勤務箇所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた勤務箇所への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合は、この限りでない。

一 300キロメートル以上 100分の10

二 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

- 2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等(以下この項において「当初広域異動等」という。)の日から3年を経過する日までの間の異動等(以下この項において「再異動等」という。)により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあつては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあつては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

- 3 前2項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前条の規定により

都市手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前2項の規定による広域異動手当の支給割合から当該都市手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前2項の規定による広域異動手当の支給割合が当該都市手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

(住居手当)

第28条 住居手当は、次の表に掲げる職員の区分のいずれかに該当する職員に支給するものとし、手当の月額、職員の区分に応じて同表に定める額(第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員でもあるものについては、第1号に定める額及び第2号に定める額の合計額)とする。ただし、指定職基本給表の適用を受ける職員には支給しない。

職員の区分	手当額	
第1号 自ら居住するため住宅(貸間を含む。第3号において同じ。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(機構、他の法人等及び国の機関により宿舍を貸与されている職員を除く。)	次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ右欄に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)に相当する額	
	イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員	家賃の月額から16,000円を控除した額
	ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員	家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)を11,000円に加算した額
第2号 第30条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(機構、他の法人等及び国の機関により宿舍を貸与されている宿舍を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められたもの	第1号の職員の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)	

(通勤手当)

第29条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

一 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその

運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

二 通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を使用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の月額額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

一 前項第1号に掲げる職員にあつては、支給単位期間につき、その者の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）、ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給期間の月数を乗じて得た額）

二 前項第2号に掲げる職員にあつては、支給単位期間につき、職員の区分に応じて次の表に定める額

職員の区分	手当額
自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員	2,000円
使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員	4,200円
使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員	7,100円
使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員	10,000円
使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員	12,900円
使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員	15,800円
使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員	18,700円
使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員	21,600円
使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員	24,400円
使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員	26,200円

使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員	28,000円
使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員	29,800円
使用距離が片道60キロメートル以上である職員	31,600円

三 前項第3号に掲げる職員にあっては、支給単位期間につき、運賃等相当額及び前号に掲げる額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、ただし、交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているもの又は自動車等の使用距離が2キロメートル未満のものである場合は、支給単位期間につき、第1号又は第2号により算出した額のいずれか支給単位期間の月数で除した額の高い額

3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等でその利用が通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められたものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものその他これらのものとの権衡上必要があると認められたものの通勤手当の月額、支給単位期間につき、前項の規定にかかわらず、その者の1箇月の通勤に要する特別料金等の2分の1に相当する額（特別料金等を支給単位期間の月数で除して得た額が20,000円を超えるときは、20,000円に支給単位期間の月数を乗じた額）及び同項の規定による額の合計額とする。

ただし、前項及び前段にかかわらず、勤務箇所を異にする異動により、通勤の実情に変更を生ずることとなった事務職員で当該異動の直前の住居（当該住居に相当するものを含む。）からの通勤のために係る運賃等については、経済的かつ合理的と認められる範囲で実際に要する額（特別料金等の上限額は東京駅-三島駅間に係る特別料金等の金額）を支給するものとする。

4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して必要な額を返納させるものとする。

5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で国家公務員の例により1箇月を単位として定める期間（新幹線鉄道を利用する者の通勤手当にあっては、3箇月を超えない範囲内で国家公務員の例により1箇月を単位として定める期間）をいう。

6 前5項に規定するもののほか、通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、給与法の適用を受ける国家公務員の例による。

（単身赴任手当）

第30条 勤務箇所を異にする異動又は勤務箇所の移転及び新規採用により、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつ

た職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められたもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他これら職員との権衡上必要があると認められた職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合には、この限りではない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、交通距離の区分に応じて次の表に定める額を加算した額）とする。

交通距離	加算額
100km以上300km未満	8,000円
300km以上500km未満	16,000円
500km以上700km未満	24,000円
700km以上900km未満	32,000円
900km以上1,100km未満	40,000円
1,100km以上1,300km未満	46,000円
1,300km以上1,500km未満	52,000円
1,500km以上2,000km未満	58,000円
2,000km以上2,500km未満	64,000円
2,500km以上	70,000円

（CSIRT 手当）

第30条の2 CSIRT 手当は、情報・システム研究機構情報セキュリティ対策規程（以下「情報セキュリティ対策規程」という。）に基づいて次の表に掲げる職員の区分のいずれかに該当する職員に支給するものとし、手当の月額は、職員の区分に応じて同表に定める額とする。

職員の区分	手当額
情報セキュリティ対策規程第11条第3項に定めるROIS CSIRTアドバイザー	20,000円
情報セキュリティ対策規程第11条第2項第1号に該当する者	12,000円

（航空手当）

第31条 航空手当は、職員が航空機に搭乗し、次に掲げる業務に従事した場合に支給する。

- 一 航空機乗組員として行う業務
- 二 操縦練習又は教育訓練
- 三 航空従事者の技能証明のために行う実地試験
- 四 航空機の検査
- 五 試作又は改造の航空機用機器材の実験
- 六 航空無線設備の検査

- 七 気象，地象又は水象の観測又は調査
 - 八 水路又は陸地の測量
 - 九 磁気探査又は核原料資源の調査
 - 十 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 37 条の規定による航空路の指定に関する調査等航空機の航行の安全を図るために行う調査
 - 十一 航空法第 96 条の規定による航空交通管制業務の監査
 - 十二 航路標識の巡察
 - 十三 航空法第 76 条第 1 項各号に掲げる事故の原因を究明するための調査
 - 十四 航空機の機体，原動機，装備及び計測制御に関する研究又は試験
 - 十五 大気，海洋等の汚染状況の観測又は調査
 - 十六 災害が発生し，又は発生する恐れがある場合における災害発生状況等の調査
- 2 前項の手当の額は，搭乗した時間 1 時間につき，職員の職務の級及び職員の種類に応じて次の表に定める額とする。

職員の種類	職務の級		
	一般職基本給表（一） 4 級以上の級 教育職基本給表 3 級 以上の級	一般職基本給表（一） 3 級及び 2 級 教育職基本給表 2 級	一般職基本給表（一） 1 級 教育職基本給表 1 級
航空法第 24 条の規定による操縦士の資格を有する職員	5,100 円	3,600 円	2,400 円
航空法第 24 条の規定による航空士又は航空機関士の資格を有する職員	2,400 円		1,900 円
航空法第 24 条の規定による航空通信士若しくは航空整備士	2,200 円		1,500 円
その他の職員	1,900 円		1,200 円

- 3 前項の規定にかかわらず，気密装置を有しない航空機によって高度 5,000 メートル以上の高空を 30 分以上飛行して行う業務に従事した時間がある場合の第 1 項の手当の額は，前項に定める手当額に，当該業務に従事した時間 1 時間につき前項に定める額の 100 分の 30 に相当する額を加算した額とする。
- 4 第 1 項の業務のために，船舶を発着の場として回転翼航空機に搭乗した日がある場合

におけるその日の属する月の航空手当の総額は、前2項の規定により得られる額にその
 搭乗した日1日につき870円（日没時から日出時までの間において船舶を発着の場とし
 て回転翼航空機に搭乗した場合にあっては、1,300円）を加算した額とする。

（極地観測手当）

第32条 極地観測手当は、職員が南緯55度以南の区域において南極地域観測に関する業
 務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、職員の職務の級に応じて次の表に定
 める額（越冬して行う業務に従事した場合にあっては、当該額にその100分の30に相当
 する額を加算した額）とする。

職務の級		手当額
一般職基本給表（一）	7級以上の級	4,100円
教育職基本給表	5級以上の級	
医療職基本給表	4級以上の級	
一般職基本給表（一）	6級、5級及び4級	3,100円
教育職基本給表	4級及び3級	
医療職基本給表	3級及び2級	
一般職基本給表（一）	3級	2,400円
教育職基本給表	2級	
医療職基本給表	1級	
一般職基本給表（一）	2級	2,000円
教育職基本給表	1級	
一般職基本給表（一）	1級	1,900円

（時間外勤務手当）

第33条 勤務時間等規程第7条の規定により所定の勤務日（次条の規定により休日給が支
 給されることとなる日を除く。）に業務上の必要により所定の勤務時間（勤務時間等規程
 第4条に規定する所定の勤務時間をいう。以下同じ。）以外の時間に勤務することを命じ
 られた職員には、所定の勤務時間以外の時間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につ
 き、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125（その勤務が深夜におい
 て行われた場合又はその勤務が1箇月当たり60時間を超えて行われた場合は、100分の
 150、その勤務が深夜において、1箇月当たり60時間を超えて行われた場合は、100分
 の175）を時間外勤務手当として支給する。ただし、第24条の規定に基づき管理職手当
 の支給を受ける職員及び指定職基本給表の適用を受ける職員が深夜において勤務した場
 合には、その勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の
 25を時間外勤務手当として支給する。

2 前項中「60時間を超えて行われた場合」とあるのは、前項に定める時間外勤務手当の
 支給対象となる勤務時間と次条に定める休日給の支給対象となる勤務時間を合算した時

間が60時間を超えて行われた場合とする。

(休日給)

第34条 勤務時間等規程第7条の規定により同規程第10条に規定する休日(同規程第11条の規定に基づく振替により休日となった日を含み、勤務日となった日を除く。)に業務上の必要により勤務することを命じられた職員には、勤務を命じられた全時間(同規程第11条の規定により、当該休日をあらかじめ当該週の勤務日に振り替えた場合は当該休日に勤務を命じられた全時間のうち、所定の勤務時間以外の時間に勤務した時間。)に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135(その勤務が1箇月当たり60時間を超えて行われた場合は、100分の150、その勤務が深夜において行われた場合は、100分の160、その勤務が深夜において、1箇月当たり60時間を超えて行われた場合は、100分の175)を休日給として支給する。ただし、第24条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員及び指定職基本給表の適用を受ける職員が深夜において勤務した場合には、その勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を時間外勤務手当として支給する。

2 前項の規定は、同規程第13条の規定を適用される職員にあつては、同条の規定により、休日と指定した日を休日とみなして適用するものとし、所定の勤務時間が、同規程第10条第3号から第5号に当たる日に割り振られた場合は、所定の勤務時間及びその日に勤務を命じられた全時間に対して、前項に規定する休日給を支給する。

3 前条第2項の規定は、休日給の支給に準用する。

(在宅勤務手当)

第34条の2 在宅勤務手当は、就業規則第37条の2第2項の規定により在宅勤務を命じられた職員に支給する。

2 在宅勤務手当の額は、在宅勤務をした日1日につき、200円とする。

(期末手当)

第35条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第37条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第23条第2項に該当して解雇され、又は死亡した職員(第3項第2号に定める職員を除く。)についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。以下この条から第37条までにおいて同じ。)において職員が受けるべき基本給、基本給の調整額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する都市手当及び広域異動手当の月額の合計額に、次の表(1)に定める職員にあつては、基本給及び基本給の調整額並びにこれらに対する都市手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額(以下「役職段階別加算額」という。)(次の表(2)に定める職員のうち指定職基本給表の適用を受ける職員を除いた職員(以下「特定幹部職員」

という。)及び指定職基本給表の適用を受ける職員にあっては、その額に基本給の月額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額(以下「管理職加算額」という。)を加算した額)を加算した額を基礎として、100分の120を乗じて得た額(特定幹部職員にあっては100分の100、指定職基本給表の適用を受ける職員にあっては、100分の62.5を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表(3)に定める割合を乗じて得た額とする。

表(1)

基本給表	職務の級	加算割合
指定職基本給表		100分の20
一般職基本給表(一)	8級以上	100分の20
	7級・6級	100分の15
	5級・4級	100分の10
	3級	100分の5
一般職基本給表(二)	5級	100分の10
	4級・3級	100分の5
教育職基本給表	6級	100分の20
	5級	100分の15(別に定める職員にあっては100分の20)
	4級・3級	100分の10(職務の級4級の職員のうち別に定める職員にあっては100分の15)
	2級(別に定める職員に限る。)	100分の5
医療職基本給表	5級	100分の20
	4級・3級	100分の15(職務の級4級の職員のうち別に定める職員にあっては100分の20)
	2級	100分の10
	1級(別に定める職員に限る。)	100分の5

表(2)

基本給表	管理職手当の区分	職務の級	加算割合
指定職基本給表			100分の25
一般職基本給表(一)	I種	7級以上	100分の25

	Ⅱ種		100分の15
教育職基本給表	Ⅱ種	5級	100分の15
医療職基本給表	Ⅱ種	3級以上	100分の15

表(3)

在職期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月以上6箇月未満	100分の80
3箇月以上5箇月未満	100分の60
3箇月未満	100分の30

3 職員が次の各号の一に該当する場合は、期末手当は支給しない。

一 基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員

イ 無給休職者（就業規則第15条第1項第1号又は第3号から第5号までの規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）

ロ 刑事休職者（就業規則第15条第1項第2号の規定に該当して休職にされている職員をいう。）

ハ 就業規則第40条第3号の規定により出勤停止とされた職員

ニ 育児休業等規程の規定により育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員

ホ 介護休業等規程の規定により介護休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員

ヘ 自己啓発等休業規程の規定により自己啓発等休業をしている職員

ト 配偶者同行休業規程の規定により配偶者同行休業をしている職員

二 基準日1月以内に退職し、又は解雇された職員のうち、次に掲げる職員

イ その退職し、又は解雇された日において前号に該当する職員であった場合

ロ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において給与法適用職員となった者

ハ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において国の機関、又は他の法人等の職員となった者（機構の在職期間を当該法人等の職員としての在職期間に通算することとしている法人等の職員に限る。）

4 前3項の規定にかかわらず、期末手当を不支給又は一時差止めとすることが適当と認められる事由のある職員については、これを不支給とし又は一時差止めとする。

5 前4項に規定するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、給与法の適用を受ける国家公務員の例による。

(勤勉手当)

第36条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。基準日前1箇月以内に退職し、若しくは

就業規則第 23 条第 2 項に該当して解雇され、又は死亡した職員（前条第 3 項第 2 号に定める職員を除く。）についても同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれの基準日現在において受けるべき基本給及び基本給の調整額並びにこれらに対する都市手当及び広域異動手当の月額合計額が、役職段階別加算額（特定幹部職員及び指定職基本給表の適用を受ける職員にあつては、その額に管理職加算額を加算した額）を加算した額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて次の表に定める割合及び勤務成績に応じて次項で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する都市手当及び広域異動手当の月額合計額を加算した額に 100 分の 100（特定幹部職員にあつては、100 分の 120、指定職基本給表の適用を受ける職員にあつては、100 分 102.5）を乗じて得た額の総額の範囲内とする。

勤務期間	割合
6 箇月	100分の100
5 箇月15日以上 6 箇月未満	100分の95
5 箇月以上 5 箇月15日未満	100分の90
4 箇月15日以上 5 箇月未満	100分の80
4 箇月以上 4 箇月15日未満	100分の70
3 箇月15日以上 4 箇月未満	100分の60
3 箇月以上 3 箇月15日未満	100分の50
2 箇月15日以上 3 箇月未満	100分の40
2 箇月以上 2 箇月15日未満	100分の30
1 箇月15日以上 2 箇月未満	100分の20
1 箇月以上 1 箇月15日未満	100分の15
15日以上 1 箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	0

- 3 職員の勤勉手当の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の表のいずれに該当するかに応じ、表の割合の範囲内において定めるものとする。ただし、指定職基本給表の適用を受ける職員の勤勉手当の成績率は、在職期間における実績等を総合的に勘案し、100 分の 96.5 以上 100 分の 102.5 以下の割合の範囲内において定めるものとする。

		成績率	
成績区分	職員区分	特定幹部職員以外の職員	特定幹部職員

勤務成績が特に優秀な職員	119/100以上200/100以下	143/100以上240/100以下
勤務成績が優秀な職員	107.5/100以上119/100未満	128.5/100以上143/100未満
勤務成績が良好な職員	96/100	116/100
勤務成績が良好でない職員	87.5/100以下	106.5/100以下

4 職員が次の各号の一に該当する場合は、勤勉手当は支給しない。

一 基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員

イ 休職者（就業規則第15条第1項の規定により休職にされている職員（第20条第1項の規定の適用を受ける者を除く。）をいう。）

ロ 就業規則第40条第3号の規定により出勤停止とされた職員

ハ 育児休業等規程の規定により育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員

二 介護休業等規程の規定により介護休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員

ホ 自己啓発等休業規程の規定により自己啓発等休業をしている職員

ヘ 配偶者同行休業規程の規定により配偶者同行休業をしている職員

二 基準日1月以内に退職し、又は解雇された職員のうち、次に掲げる職員

イ その退職し、又は解雇された日において前号に該当する職員であった場合

ロ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において給与法適用職員となった者

ハ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において国の機関、又は他の法人等の職員となった者（機構の在職期間を当該法人等の職員としての在職期間に通算することとしている法人等の職員に限る。）

5 前条第4項及び第5項の規定は、勤勉手当の支給について準用する。

（寒冷地手当）

第37条 寒冷地手当は、地域及び職員の世帯の区分に応じ、次の表に定める額を、当該地域に在勤する職員に対して支給する。

支給地域	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員（単身赴任手当を支給される職員で寒冷地に居住する扶養親族のないもの）	その他の世帯主である職員	
長野県北佐久郡	17,800円	10,200円	7,360円

（競争的研究費特別手当）

第37条の2 競争的研究費特別手当は、競争的研究費の直接経費から研究代表者又は研究分担者（以下「研究代表者等」という。）の person 費を支出することにより確保された財源

から、研究代表者等の給与水準の向上のため、当該研究代表者等が当該手当の支給を希望する場合に支給する。

- 2 競争的研究費特別手当の額は、原則として、研究代表者等の年間給与額に、年間を通じて研究活動に従事するエフォートを乗じて得た額とする。

(出向者の給与)

第 38 条 就業規則第 14 条及び情報・システム研究機構職員出向規程（以下「出向規程」という。）に基づき出向する職員の給与については、機構と出向機関との協議によるものとする。

- 2 就業規則第 14 条及び出向規程に基づき、機構の職員が国立大学法人等に出向し、かつ、当該職員の給与が出向先から支給される場合において、出向先の給与に関する基準が、機構の給与に関する基準を下回る場合には、出向規程の定めるところにより差額を支給するものとする。

(クロスアポイントメント制度適用者の給与)

第 38 条の 2 情報・システム研究機構クロスアポイントメント制度に関する規程（以下「クロスアポイントメント規程」）に基づき、クロスアポイントメント制度を適用する職員の給与については、機構とクロスアポイントメント規程第 2 条第 2 項に定める機関との協議によるものとする。

第 5 章 雑則

(雑則)

第 39 条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 8 月 18 日から施行する。

附 則

- 1 第 27 条第 3 項、第 29 条第 3 項及び第 30 条第 1 項の規定を適用する者は、就業規則第 2 条に規定する職員のうち、機構内での異動等により各規定に該当することとなる者のほか、情報・システム研究機構退職手当規程第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定により、国等の機関から復帰した職員に対する退職手当の特例を適用する者、同規程第 12 条第 2 項の規定により、他の国立大学法人等の職員が引き続いて職員となったときに他の国立大学法人等における在職期間を通算する者及び同規程第 15 条の規定により、独立行政法人等役員として在職した後引き続いて職員となった者に対する退職手当に係る特例を適用する者に限る。

2 この規程は、平成16年12月10日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
ただし、第7条第1項の改正規定の第22条への適用については、施行日の翌月からとする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年6月27日から施行し、平成16年11月1日から適用する。ただし、第7条中都市手当にかかる改正規定については、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に二の職務の級が掲げられているときは、別に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。
- 3 切替日の前日において別表第1から別表第3までの基本給表の適用を受けていた職員の切替日における号（以下「新号」という。）は、次項及び附則第6項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号（以下「旧号」という。）及びその者が旧号を受けていた期間（別に定める職員にあつては、別に定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号とする。
- 4 附則第2項後段の規定により新級を決定される職員（次項に規定する職員を除く。）の新号は、新級、旧号及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号とする。
- 5 切替日の前日において指定職基本給表の適用を受けていた職員の新号は、旧号に対応する附則別表第4の新号欄に定める号とする。
- 6 切替日の前日において別表第1から別表第3までの基本給表に定める職務の級における最高の号を超える基本給月額を受けていた職員の切替日における号又は基本給月額は別に定める。
- 7 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の新号については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 8 切替日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける基本給月額が同日において受けていた基本給月額（平成21年12月1日において次の表の基本給表欄に掲げる基本給表の適用を受ける職員でその号が次の表の号欄に掲げる号

以外の職員である者にあつては、当該基本給月額に 100 分の 99.1 を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。) に達しないこととなる職員 (別に定める職員及び指定職基本給表の適用を受ける職員を除く。) には、平成 26 年 3 月 31 日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額 (平成 22 年 1 月 1 日から施行した改正規程の附則第 3 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額) を基本給として支給する。

基本給表	職務の級	号
一般職基本給表 (一)	1 級	1 号から 56 号まで
	2 級	1 号から 24 号まで
	3 級	1 号から 8 号まで
一般職基本給表 (二)	1 級	1 号から 68 号まで
	2 級	1 号から 32 号まで
教育職基本給表	1 級	1 号から 44 号まで
	2 級	1 号から 32 号まで
	3 級	1 号から 12 号まで

9 切替日の前日から引き続き基本給表の適用を受ける職員 (前項に規定する職員を除く。) について、同項の規定による基本給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、基本給を支給する。

10 切替日以降に新たに基本給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前 2 項の規定による基本給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前 2 項の規定に準じて、基本給を支給する。

11 前 3 項の規定による基本給を支給される職員に関するこの規定の適用については、「基本給」とあるのは「基本給と前 3 項の規定による基本給の額との合計額」とする。

12 平成 22 年 3 月 31 日までの間における次の表の左欄に掲げるこの規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 17 条第 2 項	4 号	3 号
	3 号	2 号
第 17 条第 3 項	4 号	3 号
	3 号	2 号
	2 号	1 号

13 平成 22 年 3 月 31 日までの間における規程第 27 条第 2 項で定める割合は、附則別表第 5 のとおりとする。

14 前項までに定めるもののほか、この規程の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

平成18年4月1日から施行した改正規程の附則第8項中「別に定める職員」の下に「及び指定職基本給表の適用を受ける職員」を加える改正規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日までの間においては、改正後の第27条の2第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。
- 3 改正後の第27条の2の規定は、平成16年4月2日から平成19年3月31日までの間に職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務箇所が移転した場合についても適用する。この場合において、同条第1項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動等の日以後」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成19年12月4日から施行し、平成19年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 国立極地研究所及び統計数理研究所の立川市への移転の日から7年間における規程第27条第2項で定める立川市の支給割合は、附則別表第6のとおりとする。ただし、同表における移転の日以降の採用者（国家公務員からの異動者等、必要と認められる者を除く。）の支給割合は、別表第8のとおりとする。
- 3 国立大学法人等との人事交流協定等に基づき採用した職員において、当該異動後の都市手当の支給割合が異動の日の当日の交流元の国立大学法人等の都市手当（都市手当に相当する手当を含む。）の支給割合（以下「異動当日の交流元の支給割合」という。）に達しないこととなるときは、第27条第2項の規定にかかわらず、当該異動の日から人事交流期間満了（人事交流協定等に定める期間を延長した場合の期間を含む。）までの間、異動当日の交流元の支給割合（異動当日の交流元の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあつては、改定後の交流元の国立大学法人等の支給割合）とすることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成21年6月1日から施行する。
- 2 平成21年6月期に限り、改正後の第35条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、「1

00分の75」とあるのは「100分の70」と、改正後の第36条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、「100分の85」とあるのは「100分の75」とする。

- 3 平成21年6月期に限り、改正後の第36条第3項で定める割合は、次の表のとおりと、同項但書中「100分の80以上100分の85以下」とあるのは「100分の70以上100分の75以下」とする。

		成 績 率	
		特定幹部職員以外の職員	特定幹部職員
成績区分	職員区分		
	勤務成績が特に優秀な職員	87/100以上140/100以下	106/100以上170/100以下
	勤務成績が優秀な職員	77/100以上87/100未満	94/100以上106/100未満
	勤務成績が良好な職員	67/100	82/100
	勤務成績が良好でない職員	67/100未満	82/100未満

附 則

- この規程は、平成21年12月1日から施行する。
- 平成18年4月1日から施行した改正規程の附則第8項を改正する規程は平成21年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- この規程は、平成22年12月1日から施行する。
- 平成18年4月1日から施行した改正規程の附則第8項を改正する規程は平成22年12月1日から施行する。
- 平成30年3月31日までの間、職員（次の表の基本給表欄に掲げる基本給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号がその職務の級における最低の号でないものに限る。以下この項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日。平成22年4月1日前に55歳に達した職員で、本改正規程の施行の日において特定職員である者にあっては、同日。）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - 基本給月額 当該特定職員の基本給月額（当該特定職員が第22条第2項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項の規定により半額を減ぜられた基本給月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の基本給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級の最低の号の基本

給月額（当該特定職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号の基本給月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。）に達しない場合（以下この項、次項及び附則第5項において「最低号に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の基本給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号の基本給月額を減じた額（以下この項及び次項において「基本給月額減額基礎額」という。))

二 都市手当 当該特定職員の基本給月額に対する都市手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号に達しない場合にあっては、基本給月額減額基礎額に対する都市手当の月額）

三 広域異動手当 前号を準用する。

四 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額並びにこれに対する都市手当及び広域異動手当の月額の合計額（第35条第2項に規定する役職段階別加算額の支給対象となる職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同項表（1）に定める加算割合を乗じて得た額（特定幹部職員及び指定職基本給表の適用を受ける職員にあっては、その額に、基本給月額と同項表（2）に定める加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る第35条第2項本文に規定する割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額減額基礎額並びにこれに対する都市手当及び広域移動手当の月額の合計額（第35条第2項に規定する役職段階別加算額の支給対象となる職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同項表（1）に定める加算割合を乗じて得た額（特定幹部職員及び指定職基本給表の適用を受ける職員にあっては、その額に、基本給月額減額基礎額と同項表（2）に定める加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る第35条第2項本文に規定する割合を乗じて得た額）

五 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額並びにこれに対する都市手当及び広域異動手当の月額の合計額（第35条第2項に規定する役職段階別加算額の支給対象となる職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同項表（1）に定める加算割合を乗じて得た額（特定幹部職員及び指定職基本給表の適用を受ける職員にあっては、その額に、基本給月額と同項表（2）に定める加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第5項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第36条第2項及び第3項に規定する割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額減額基礎額並びにこれに対する都市手当及び広域移動手当の月額の合計額（第35条第2項に規定する役職段階別加算額の支給対象となる職員にあっては、当

該合計額に、当該合計額に同項表（１）に定める加算割合を乗じて得た額（特定幹部職員及び指定職基本給表の適用を受ける職員にあっては、その額に、基本給月額減額基礎額に同項表（２）に定める加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第３６条第２項及び第３項に規定する割合を乗じて得た額。附則第５項において「勤勉手当減額基礎額」という。）

六 第２０条第１項から第７項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第２０条第１項 前各号に定める額

ロ 第２０条第２項又は第３項 第１号及び第３号から第５号までに定める額に１００分の８０を乗じて得た額

ハ 第２０条第４項 第１号及び第３号から第４号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第２０条第５項、第６項又は第７項 第１号及び第３号から第５号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

基本給表	職務の級
一般職基本給表(一)	６級
教育職基本給表	５級

４ 前項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第２２条、第３３条及び第３４条に規定する勤務１時間当たりの給与額は、第７条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から基本給月額並びにこれに対する都市手当及び広域異動手当の月額合計額を当該年度の一月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額に１００分の１．５を乗じて得た額（最低号に達しない場合にあつては、基本給月額減額基礎額並びにこれに対する都市手当及び広域異動手当の月額合計額を当該年度の一月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

５ 附則第３項の規定が適用される間、第３６条第２項に定める勤勉手当の総額は、同項の規定に係らず、同項の規定により算出した額から、同項に掲げる職員で附則第３項の規定により給与が減額されて支給されるものの勤勉手当減額対象額に１００分の１．１２５（特定幹部職員にあっては、１００分の１．４２５）を乗じて得た額（最低号に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に１００分の７５（特定幹部職員にあっては、１００分の９５）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

６ 附則第３項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第２４条第２項に定める額は、１００分の９８．５を乗じて得た額とする。

附 則

１ この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

２ 平成２２年１２月１日から施行した改正規程の附則第５項を改正する規程は平成２３年４月１日から施行する。

- 3 平成23年4月1日において43歳に満たない職員（職務の級の最高の号を受けるもの及び指定職基本給表の適用を受ける職員を除く。）のうち、平成22年1月1日において第17条により昇給した職員（同日における昇給の号数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要と認められるものとして別に定める職員の平成23年4月1日における号は、この項の適用がないものとした場合に受けることとなる号の1号上位の号とする。
- 4 前項に規定するもののほか、号の調整に関し必要な事項は、給与法の適用を受ける国家公務員の例による。
- 5 改正規程の施行日の前日から引き続き、結核性疾患による病気休暇等により勤務しない職員にあっては、第22条第2項に定める基本給及び基本給の調整額の半減までの期間を1年とする。

附 則

- 1 この規程は、平成23年8月1日から施行する。
- 2 改正後の第20条第3項の規定に関わらず、改正規則の施行日の前日までの休職の期間は、同条に規定する同一又は同種疾病による休職が断続的に行われた期間に算入しないものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成18年4月1日から施行した改正規程の附則第8項を改正する規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 3 平成24年4月1日において36歳に満たない職員（その職務の級における最高の号を受けるものを除く。）のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日において第17条の規定により昇給した職員（同日における昇給の号数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要と認められるものとして別に定める職員の平成24年4月1日における号は、この項の適用がないものとした場合に受けることとなる号の1号上位の号とし、30歳に満たない職員（その職務の級における最高の号を受けるものを除く。）のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日において第17条の規定により昇給した職員（同日における昇給の号数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要と認められるものとして別に定める職員の平成24年4月1日における号は、この項の適用がないものとした場合に受けることとなる号の2号上位の号とする。
- 4 前項に規定するもののほか、号の調整に関し必要な事項は、給与法の適用を受ける国家公務員の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年4月1日において31歳以上37歳未満の職員（その職務の級における最

高の号を受けるものを除く。)のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日において第17条の規定により2回以上昇給した職員(同日における昇給の号数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。)、37歳以上39歳未満の職員(その職務の級における最高の号を受けるものを除く。)のうち、平成19年1月1日において第17条の規定により昇給した職員及びその他当該職員との権衡上必要と認められるものとして別に定める職員の平成25年4月1日における号は、この項の適用がないものとした場合に受けることとなる号の1号上位の号とする。

- 3 前項に規定するもののほか、号の調整に関し必要な事項は、給与法の適用を受ける国家公務員の例による。

附 則

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年4月1日において38歳未満の職員(その職務の級における最高の号を受けるものを除く。以下この項において同じ。)のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日のいずれにおいても第17条の規定により昇給した職員、38歳以上40歳未満の職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日に2以上において第17条の規定により昇給した職員、40歳以上45歳未満の職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日のいずれかにおいて第17条の規定により昇給した職員及びその他当該職員との権衡上必要と認められるものとして別に定める職員の平成26年4月1日における号は、この項の適用がないものとした場合に受けることとなる号の1号上位の号とする。
- 3 前項に規定するもののほか、号の調整に関し必要な事項は、給与法の適用を受ける国家公務員の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成26年12月1日から施行する。
- 2 平成27年1月1日の昇給に限り、第17条第2項中「4号(一般職基本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの、医療職基本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの及び教育職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるものにあつては、3号)」とあるのは「3号(一般職基本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの、医療職基本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの及び教育職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるものにあつては、2号)」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成22年12月1日から施行した改正規程の附則第3項を改正する規程は、平成2

- 7年4月1日から施行する。
- 3 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の切替日における号については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
 - 4 切替日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける基本給月額が同日において受けていた基本給月額に達しないこととなるもの（別に定める職員及び指定職基本給表の適用を受ける職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額（平成22年12月1日から施行した改正規程の附則第3項の表の基本給表欄に掲げる基本給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を基本給として支給する。
 - 5 切替日の前日から引き続き基本給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による基本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、基本給を支給する。
 - 6 切替日以降に新たに基本給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による基本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、基本給を支給する。
 - 7 前3項の規定による基本給を支給される職員に関するこの規定の適用については、「基本給」とあるのは「基本給と前3項の規定による基本給の額との合計額」とする。
 - 8 切替日から平成28年1月31日までの間における改正後の第27条第2項で定める支給割合は、附則別表第7のとおりとする。
 - 9 切替日から平成28年3月31日までの間における改正後の第30条第2項で定める月額額は、附則別表第8第1表に掲げる額（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、交通距離の区分に応じて第2表に定める額を加算した額）とする。
 - 10 切替日から平成28年3月31日までの間に職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務箇所が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る改正後の第27条の2第1項の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。

- 1 1 切替日前に職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務箇所が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る改正後の第27条の2第1項の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の6」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の3」とする。
- 1 2 前項までに定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、給与法の適用を受ける国家公務員の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年2月1日から施行する。
- 2 平成27年4月1日から施行した改正規程の附則第8項を改正する規程は、平成28年2月1日から施行する。
- 3 平成27年4月1日から施行した改正規程の附則第9項を改正する規程は、平成28年2月1日から施行する。
- 4 平成28年2月1日から平成28年3月31日までの間における改正後の第27条第2項で定める支給割合は、附則別表第9のとおりとする。

附 則

この規程は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間における改正後の第26条第2項で定める支給額は、附則別表第10のとおりとする。

附 則

この規程は、平成29年4月27日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年1月26日から施行し、平成29年12月1日から適用する。
- 2 平成30年4月1日において37歳に満たない職員（職務の級の最高の号を受けるものを除く。）のうち、平成27年1月1日において第17条により昇給した職員（同日における昇給の号数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要と認められるものとして別に定める職員の平成30年4月1日における号は、この項の適用がないものとした場合に受けることとなる号の1号上位の号とする。
- 3 前項に規定するもののほか、号の調整に関し必要な事項は、給与法の適用を受ける国家公務員の例による。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年12月13日から施行し、平成30年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年4月1日の前日において第28条の規定による住居手当を支給されていた職員で、前項の規定により施行する改正により同条で定める手当額が2,000円を超える減額となる職員については、令和3年3月31日までの間、改正前の同条に定める手当額から2,000円を減じた額を住居手当として支給する。

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。ただし、改正後の第2条第1項、第7条第2項、第27条第1項、第34条の2及び第37条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和3年3月4日改正）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年11月25日改正）

この規程は、令和3年12月1日から施行する。ただし、改正後の第30条の2の規定は、令和3年10月18日から適用する。

附 則（令和4年3月17日改正）

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 平成21年4月1日から施行した改正規程の附則第3項を改正する規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月28日改正）

この規程は、令和4年5月1日から施行する。

附 則（令和4年9月29日改正）

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和4年11月24日改正）

この規程は、令和4年12月1日から施行する。

附 則（令和5年3月15日改正）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年7月31日改正）

- 1 この規程は、令和5年8月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 当分の間、職員の基本給月額を、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（第4項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される基本給表の基本給

- 月額のうち、第10条の規定により当該職員が受ける級号に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 3 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
- 一 就業規則第2条第2項に定める研究教育職員
 - 二 就業規則第2条第3項に定める外国人研究員
 - 三 就業規則第20条の4第1項又は第2項の規定により、同規則第20条の2第1項に規定する異動期間（同規則第20条の4第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同規則第20条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員
 - 四 情報・システム研究機構における期間を定めて雇用する事務職員等の取扱いに関する規程により採用される職員
- 4 就業規則第20条の2第1項に規定する他の職への降任をされた職員であつて、当該他の職への降任をされた日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員のうち、特定日に第2項の規定により当該職員が受ける基本給月額（以下この項において「特定日基本給月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた基本給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎基本給月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、第2項の規定により当該職員が受ける基本給月額のほか、基礎基本給月額と特定日基本給月額との差額に相当する額を基本給として支給する。
- 5 前項の規定による基本給の額と当該基本給を支給される職員が受ける基本給月額との合計額が第10条の規定により当該職員が属する職務の級における最高の号の基本給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎基本給月額と特定日基本給月額」とあるのは、「第10条の規定により当該職員が属する職務の級における最高の号の基本給月額と当該職員が受ける基本給月額」とする。
- 6 異動日の前日から引き続き基本給表の適用を受ける職員（第2項の規定の適用を受ける職員に限り、第4項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による基本給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員が受ける基本給月額のほか、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を基本給として支給する。
- 7 第4項又は前項の規定による基本給を支給される職員以外の第4項の規定の適用を受ける職員であつて、任命の事情を考慮して当該基本給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員が受ける基本給月額のほか、別に定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を基本給として支給する。

- 8 第2項の適用を受ける職員に対する第24条の規定の適用については、当分の間、同条第2項中「定める額」とあるのは、「定める額に100の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。
- 9 前項までに定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、給与法の適用を受ける国家公務員の例による。

附則別表第1（職務の級の切替表）

基本給表	旧級	新級
一般職基本給表（一）	1級	1級
	2級	
	3級	2級
	4級	3級
	5級	
	6級	4級
	7級	5級
	8級	6級
	9級	7級
	10級	8級
	11級	
		10級
一般職基本給表（二）	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級
	4級	
	5級	4級
	6級	5級
医療職基本給表	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級
	4級	4級
		5級
教育職基本給表	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級
	4級	4級
	5級	5級
		6級

附則別表第2（職務の号の切替表）

一般職基本給表（一）の適用を受ける職員の新号

旧号	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		1	3月未満			1	1	5	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1

7	3月以上6月未滿	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月未滿	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未滿	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未滿	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未滿	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月未滿	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未滿	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未滿	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月未滿	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月未滿	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未滿	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月未滿	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月未滿	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月未滿	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未滿	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3月未滿	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未滿	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月未滿	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未滿	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	3月未滿	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未滿	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月未滿	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未滿	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月未滿	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未滿	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上9月未滿	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未滿	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月未滿	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29

14	3月以上6月未滿	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上9月未滿	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未滿	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3月未滿	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月未滿	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月未滿	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未滿	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3月未滿	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上6月未滿	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上9月未滿	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未滿	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3月未滿		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上6月未滿		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上9月未滿		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未滿		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3月未滿		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上6月未滿		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上9月未滿		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未滿		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3月未滿		93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上6月未滿		93	74	61	78	66	62	58		
	6月以上9月未滿		93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月未滿		93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3月未滿			77	62	81	69	65	61		
	3月以上6月未滿			78	62	82	70	66	62		
	6月以上9月未滿			79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月未滿			80	63	84	72	68	64		
	12月以上			81	63	85	73	69	65		
	3月未滿			81	63	85	73	69	65		

21	3月以上6月未満			82	64	86	74	70	66		
	6月以上9月未満			83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未満			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		
22	3月未満			85	65	89	77	73			
	3月以上6月未満			86	65	90	78	74			
	6月以上9月未満			87	66	91	79	75			
	9月以上12月未満			88	66	92	80	76			
	12月以上			89	67	93	81	77			
23	3月未満			89	67	93	81				
	3月以上6月未満			90	67	94	82				
	6月以上9月未満			91	68	95	83				
	9月以上12月未満			92	68	96	84				
	12月以上			93	69	97	85				
24	3月未満			93	69	97	85				
	3月以上6月未満			94	70	98	86				
	6月以上9月未満			95	71	99	87				
	9月以上12月未満			96	72	100	88				
	12月以上			97	73	101	89				
25	3月未満			97	73	101					
	3月以上6月未満			98	73	102					
	6月以上9月未満			99	74	103					
	9月以上12月未満			100	74	104					
	12月以上			101	75	105					
26	3月未満			101	75	105					
	3月以上6月未満			102	75	106					
	6月以上9月未満			103	76	107					
	9月以上12月未満			104	76	108					
	12月以上			105	77	109					
27	3月未満			105	77						
	3月以上6月未満			106	78						
	6月以上9月未満			107	79						
	9月以上12月未満			108	80						
	12月以上			109	81						
	3月未満			109	81						

28	3 月以上 6 月未滿			110	82						
	6 月以上 9 月未滿			111	83						
	9 月以上12月未滿			112	84						
	12月以上			113	85						
29	3 月未滿			113							
	3 月以上 6 月未滿			114							
	6 月以上 9 月未滿			115							
	9 月以上12月未滿			116							
	12月以上			117							
30	3 月未滿			117							
	3 月以上 6 月未滿			118							
	6 月以上 9 月未滿			119							
	9 月以上12月未滿			120							
	12月以上			121							
31	3 月未滿			121							
	3 月以上 6 月未滿			122							
	6 月以上 9 月未滿			123							
	9 月以上12月未滿			124							
	12月以上			125							
32	3 月未滿			125							
	3 月以上 6 月未滿			125							
	6 月以上 9 月未滿			125							
	9 月以上12月未滿			125							
	12月以上			125							

一般職基本給表（二）の適用を受ける職員の新号

旧号	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	3月未満		1	1	5	1	1
	3月以上6月未満		1	1	6	1	1
	6月以上9月未満		1	1	7	1	1
	9月以上12月未満		1	1	8	1	1
	12月以上		1	1	9	1	1
2	3月未満	1	1	1	9	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	10	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	11	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	12	1	1
	12月以上	5	5	1	13	1	1
3	3月未満	5	5	1	13	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	14	1	1
	6月以上9月未満	7	7	3	15	1	1
	9月以上12月未満	8	8	4	16	1	1
	12月以上	9	9	5	17	1	1
4	3月未満	9	9	5	17	1	1
	3月以上6月未満	10	10	6	18	1	1
	6月以上9月未満	11	11	7	19	1	1
	9月以上12月未満	12	12	8	20	1	1
	12月以上	13	13	9	21	1	1
5	3月未満	13	13	9	21	1	1
	3月以上6月未満	14	14	10	22	2	1
	6月以上9月未満	15	15	11	23	3	1
	9月以上12月未満	16	16	12	24	4	1
	12月以上	17	17	13	25	5	1
6	3月未満	17	17	13	25	5	1
	3月以上6月未満	18	18	14	26	6	2
	6月以上9月未満	19	19	15	27	7	3
	9月以上12月未満	20	20	16	28	8	4
	12月以上	21	21	17	29	9	5
	3月未満	21	21	17	29	9	5
	3月以上6月未満	22	22	18	30	10	6

7	6月以上9月未滿	23	23	19	31	11	7
	9月以上12月未滿	24	24	20	32	12	8
	12月以上	25	25	21	33	13	9
8	3月未滿	25	25	21	33	13	9
	3月以上6月未滿	26	26	22	34	14	10
	6月以上9月未滿	27	27	23	35	15	11
	9月以上12月未滿	28	28	24	36	16	12
	12月以上	29	29	25	37	17	13
9	3月未滿	29	29	25	37	17	13
	3月以上6月未滿	30	30	26	38	18	14
	6月以上9月未滿	31	31	27	39	19	15
	9月以上12月未滿	32	32	28	40	20	16
	12月以上	33	33	29	41	21	17
10	3月未滿	33	33	29	41	21	17
	3月以上6月未滿	34	34	30	42	22	18
	6月以上9月未滿	35	35	31	43	23	19
	9月以上12月未滿	36	36	32	44	24	20
	12月以上	37	37	33	45	25	21
11	3月未滿	37	37	33	45	25	21
	3月以上6月未滿	38	38	34	46	26	22
	6月以上9月未滿	39	39	35	47	27	23
	9月以上12月未滿	40	40	36	48	28	24
	12月以上	41	41	37	49	29	25
12	3月未滿	41	41	37	49	29	25
	3月以上6月未滿	42	42	38	50	30	26
	6月以上9月未滿	43	43	39	51	31	27
	9月以上12月未滿	44	44	40	52	32	28
	12月以上	45	45	41	53	33	29
13	3月未滿	45	45	41	53	33	29
	3月以上6月未滿	46	46	42	54	34	30
	6月以上9月未滿	47	47	43	55	35	31
	9月以上12月未滿	48	48	44	56	36	32
	12月以上	49	49	45	57	37	33
	3月未滿	49	49	45	57	37	33
	3月以上6月未滿	50	50	46	58	38	34

14	6 月以上 9 月未滿	51	51	47	59	39	35
	9 月以上 12 月未滿	52	52	48	60	40	36
	12 月以上	53	53	49	61	41	37
15	3 月未滿	53	53	49	61	41	37
	3 月以上 6 月未滿	54	54	50	62	42	38
	6 月以上 9 月未滿	55	55	51	63	43	39
	9 月以上 12 月未滿	56	56	52	64	44	40
	12 月以上	57	57	53	65	45	41
16	3 月未滿	57	57	53	65	45	41
	3 月以上 6 月未滿	58	58	54	66	46	42
	6 月以上 9 月未滿	59	59	55	67	47	43
	9 月以上 12 月未滿	60	60	56	68	48	44
	12 月以上	61	61	57	69	49	45
17	3 月未滿	61	61	57	69	49	45
	3 月以上 6 月未滿	62	62	58	70	50	46
	6 月以上 9 月未滿	63	63	59	71	51	47
	9 月以上 12 月未滿	64	64	60	72	52	48
	12 月以上	65	65	61	73	53	49
18	3 月未滿	65	65	61	73	53	49
	3 月以上 6 月未滿	66	66	62	74	54	50
	6 月以上 9 月未滿	67	67	63	75	55	51
	9 月以上 12 月未滿	68	68	64	76	56	52
	12 月以上	69	69	65	77	57	53
19	3 月未滿	69	69	65	77	57	53
	3 月以上 6 月未滿	70	70	65	78	58	54
	6 月以上 9 月未滿	71	71	66	79	59	55
	9 月以上 12 月未滿	72	72	66	80	60	56
	12 月以上	73	73	67	81	61	57
20	3 月未滿	73	73	67	81	61	57
	3 月以上 6 月未滿	74	74	67	82	62	58
	6 月以上 9 月未滿	75	75	68	83	63	59
	9 月以上 12 月未滿	76	76	68	84	64	60
	12 月以上	77	77	69	85	65	61
	3 月未滿	77	77	69	85	65	61
	3 月以上 6 月未滿	78	78	70	86	66	62

21	6 月以上 9 月未滿	79	79	71	87	67	63
	9 月以上 12 月未滿	80	80	72	88	68	64
	12 月以上	81	81	73	89	69	65
22	3 月未滿	81	81	73	89	69	65
	3 月以上 6 月未滿	82	82	73	90	70	66
	6 月以上 9 月未滿	83	83	74	91	71	67
	9 月以上 12 月未滿	84	84	74	92	72	68
	12 月以上	85	85	75	93	73	69
23	3 月未滿	85	85	75	93	73	69
	3 月以上 6 月未滿	86	86	75	94	74	69
	6 月以上 9 月未滿	87	87	76	95	75	69
	9 月以上 12 月未滿	88	88	76	96	76	69
	12 月以上	89	89	77	97	77	69
24	3 月未滿	89	89	77	97	77	
	3 月以上 6 月未滿	90	90	77	98	78	
	6 月以上 9 月未滿	91	91	78	99	79	
	9 月以上 12 月未滿	92	92	78	100	80	
	12 月以上	93	93	79	101	81	
25	3 月未滿	93	93	79	101	81	
	3 月以上 6 月未滿	94	94	79	102	82	
	6 月以上 9 月未滿	95	95	80	103	83	
	9 月以上 12 月未滿	96	96	80	104	84	
	12 月以上	97	97	81	105	85	
26	3 月未滿	97	97	81	105	85	
	3 月以上 6 月未滿	98	98	82	106	86	
	6 月以上 9 月未滿	99	99	83	107	87	
	9 月以上 12 月未滿	100	100	84	108	88	
	12 月以上	101	101	85	109	89	
27	3 月未滿	101	101	85	109	89	
	3 月以上 6 月未滿	102	102	85	110	90	
	6 月以上 9 月未滿	103	103	86	111	91	
	9 月以上 12 月未滿	104	104	86	112	92	
	12 月以上	105	105	87	113	93	
	3 月未滿	105	105	87	113		
	3 月以上 6 月未滿	106	106	87	114		

28	6 月以上 9 月未滿	107	107	88	115		
	9 月以上12月未滿	108	108	88	116		
	12月以上	109	109	89	117		
29	3 月未滿	109	109	89	117		
	3 月以上 6 月未滿	110	110	90	118		
	6 月以上 9 月未滿	111	111	91	119		
	9 月以上12月未滿	112	112	92	120		
	12月以上	113	113	93	121		
30	3 月未滿	113	113	93	121		
	3 月以上 6 月未滿	114	114	93	122		
	6 月以上 9 月未滿	115	115	94	123		
	9 月以上12月未滿	116	116	94	124		
	12月以上	117	117	95	125		
31	3 月未滿	117	117	95	125		
	3 月以上 6 月未滿	118	118	95	126		
	6 月以上 9 月未滿	119	119	96	127		
	9 月以上12月未滿	120	120	96	128		
	12月以上	121	121	97	129		
32	3 月未滿	121	121				
	3 月以上 6 月未滿	121	122				
	6 月以上 9 月未滿	121	123				
	9 月以上12月未滿	121	124				
	12月以上	121	125				
33	3 月未滿		125				
	3 月以上 6 月未滿		126				
	6 月以上 9 月未滿		127				
	9 月以上12月未滿		128				
	12月以上		129				

医療職基本給表の適用を受ける職員の新号

旧号	旧級	1 級	2 級	3 級
	経過期間			
1	3 月未満		1	1
	3 月以上 6 月未満		1	1
	6 月以上 9 月未満		1	1
	9 月以上 12 月未満		1	1
	12 月以上		1	1
2	3 月未満	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	1	1
	9 月以上 12 月未満	4	1	1
	12 月以上	5	1	1
3	3 月未満	5	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	2	1
	6 月以上 9 月未満	7	3	1
	9 月以上 12 月未満	8	4	1
	12 月以上	9	5	1
4	3 月未満	9	5	1
	3 月以上 6 月未満	10	6	1
	6 月以上 9 月未満	11	7	1
	9 月以上 12 月未満	12	8	1
	12 月以上	13	9	1
5	3 月未満	13	9	1
	3 月以上 6 月未満	14	10	2
	6 月以上 9 月未満	15	11	3
	9 月以上 12 月未満	16	12	4
	12 月以上	17	13	5
6	3 月未満	17	13	5
	3 月以上 6 月未満	18	14	6
	6 月以上 9 月未満	19	15	7
	9 月以上 12 月未満	20	16	8
	12 月以上	21	17	9
	3 月未満	21	17	9
	3 月以上 6 月未満	22	18	10

7	6 月以上 9 月未滿	23	19	11
	9 月以上 12 月未滿	24	20	12
	12 月以上	25	21	13
8	3 月未滿	25	21	13
	3 月以上 6 月未滿	26	22	14
	6 月以上 9 月未滿	27	23	15
	9 月以上 12 月未滿	28	24	16
	12 月以上	29	25	17
9	3 月未滿	29	25	17
	3 月以上 6 月未滿	30	26	18
	6 月以上 9 月未滿	31	27	19
	9 月以上 12 月未滿	32	28	20
	12 月以上	33	29	21
10	3 月未滿	33	29	21
	3 月以上 6 月未滿	34	30	22
	6 月以上 9 月未滿	35	31	23
	9 月以上 12 月未滿	36	32	24
	12 月以上	37	33	25
11	3 月未滿	37	33	25
	3 月以上 6 月未滿	38	34	26
	6 月以上 9 月未滿	39	35	27
	9 月以上 12 月未滿	40	36	28
	12 月以上	41	37	29
12	3 月未滿	41	37	29
	3 月以上 6 月未滿	42	38	30
	6 月以上 9 月未滿	43	39	31
	9 月以上 12 月未滿	44	40	32
	12 月以上	45	41	33
13	3 月未滿	45	41	33
	3 月以上 6 月未滿	46	42	34
	6 月以上 9 月未滿	47	43	35
	9 月以上 12 月未滿	48	44	36
	12 月以上	49	45	37
	3 月未滿	49	45	37
	3 月以上 6 月未滿	50	46	38

14	6 月以上 9 月未滿	51	47	39
	9 月以上 12 月未滿	52	48	40
	12 月以上	53	49	41
15	3 月未滿	53	49	41
	3 月以上 6 月未滿	54	50	42
	6 月以上 9 月未滿	55	51	43
	9 月以上 12 月未滿	56	52	44
	12 月以上	57	53	45
16	3 月未滿	57	53	45
	3 月以上 6 月未滿	58	54	46
	6 月以上 9 月未滿	59	55	47
	9 月以上 12 月未滿	60	56	48
	12 月以上	61	57	49
17	3 月未滿	61	57	49
	3 月以上 6 月未滿	62	58	50
	6 月以上 9 月未滿	63	59	51
	9 月以上 12 月未滿	64	60	52
	12 月以上	65	61	53
18	3 月未滿	65	61	53
	3 月以上 6 月未滿	65	62	54
	6 月以上 9 月未滿	65	63	55
	9 月以上 12 月未滿	65	64	56
	12 月以上	65	65	57
19	3 月未滿		65	57
	3 月以上 6 月未滿		66	58
	6 月以上 9 月未滿		67	59
	9 月以上 12 月未滿		68	60
	12 月以上		69	61
20	3 月未滿		69	61
	3 月以上 6 月未滿		70	62
	6 月以上 9 月未滿		71	63
	9 月以上 12 月未滿		72	64
	12 月以上		73	65
	3 月未滿		73	65
	3 月以上 6 月未滿		74	66

21	6 月以上 9 月未滿		75	67
	9 月以上 12 月未滿		76	68
	12 月以上		77	69
22	3 月未滿		77	69
	3 月以上 6 月未滿		78	70
	6 月以上 9 月未滿		79	71
	9 月以上 12 月未滿		80	72
	12 月以上		81	73
23	3 月未滿		81	73
	3 月以上 6 月未滿		82	74
	6 月以上 9 月未滿		83	75
	9 月以上 12 月未滿		84	76
	12 月以上		85	77
24	3 月未滿		85	77
	3 月以上 6 月未滿		86	78
	6 月以上 9 月未滿		87	79
	9 月以上 12 月未滿		88	80
	12 月以上		89	81

教育職基本給表の適用を受ける職員の新号

旧号	旧級	2級	3級	4級
	経過期間			
1	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
2	3月未満	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1
	6月以上9月未満	3	3	1
	9月以上12月未満	4	4	1
	12月以上	5	5	1
3	3月未満	5	5	1
	3月以上6月未満	6	6	1
	6月以上9月未満	7	7	1
	9月以上12月未満	8	8	1
	12月以上	9	9	1
4	3月未満	9	9	1
	3月以上6月未満	10	10	2
	6月以上9月未満	11	11	3
	9月以上12月未満	12	12	4
	12月以上	13	13	5
5	3月未満	13	13	5
	3月以上6月未満	14	14	6
	6月以上9月未満	15	15	7
	9月以上12月未満	16	16	8
	12月以上	17	17	9
6	3月未満	17	17	9
	3月以上6月未満	18	18	10
	6月以上9月未満	19	19	11
	9月以上12月未満	20	20	12
	12月以上	21	21	13
	3月未満	21	21	13
	3月以上6月未満	22	22	14

7	6 月以上 9 月未滿	23	23	15
	9 月以上 12 月未滿	24	24	16
	12 月以上	25	25	17
8	3 月未滿	25	25	17
	3 月以上 6 月未滿	26	26	18
	6 月以上 9 月未滿	27	27	19
	9 月以上 12 月未滿	28	28	20
	12 月以上	29	29	21
9	3 月未滿	29	29	21
	3 月以上 6 月未滿	30	30	22
	6 月以上 9 月未滿	31	31	23
	9 月以上 12 月未滿	32	32	24
	12 月以上	33	33	25
10	3 月未滿	33	33	25
	3 月以上 6 月未滿	34	34	26
	6 月以上 9 月未滿	35	35	27
	9 月以上 12 月未滿	36	36	28
	12 月以上	37	37	29
11	3 月未滿	37	37	29
	3 月以上 6 月未滿	38	38	30
	6 月以上 9 月未滿	39	39	31
	9 月以上 12 月未滿	40	40	32
	12 月以上	41	41	33
12	3 月未滿	41	41	33
	3 月以上 6 月未滿	42	42	34
	6 月以上 9 月未滿	43	43	35
	9 月以上 12 月未滿	44	44	36
	12 月以上	45	45	37
13	3 月未滿	45	45	37
	3 月以上 6 月未滿	46	46	38
	6 月以上 9 月未滿	47	47	39
	9 月以上 12 月未滿	48	48	40
	12 月以上	49	49	41
	3 月未滿	49	49	41
	3 月以上 6 月未滿	50	50	42

14	6 月以上 9 月未滿	51	51	43
	9 月以上 12 月未滿	52	52	44
	12 月以上	53	53	45
15	3 月未滿	53	53	45
	3 月以上 6 月未滿	54	54	46
	6 月以上 9 月未滿	55	55	47
	9 月以上 12 月未滿	56	56	48
	12 月以上	57	57	49
16	3 月未滿	57	57	49
	3 月以上 6 月未滿	58	58	50
	6 月以上 9 月未滿	59	59	51
	9 月以上 12 月未滿	60	60	52
	12 月以上	61	61	53
17	3 月未滿	61	61	53
	3 月以上 6 月未滿	62	62	54
	6 月以上 9 月未滿	63	63	55
	9 月以上 12 月未滿	64	64	56
	12 月以上	65	65	57
18	3 月未滿	65	65	57
	3 月以上 6 月未滿	66	66	58
	6 月以上 9 月未滿	67	67	59
	9 月以上 12 月未滿	68	68	60
	12 月以上	69	69	61
19	3 月未滿	69	69	61
	3 月以上 6 月未滿	70	70	62
	6 月以上 9 月未滿	71	71	63
	9 月以上 12 月未滿	72	72	64
	12 月以上	73	73	65
20	3 月未滿	73	73	65
	3 月以上 6 月未滿	74	74	66
	6 月以上 9 月未滿	75	75	67
	9 月以上 12 月未滿	76	76	68
	12 月以上	77	77	69
	3 月未滿	77	77	69
	3 月以上 6 月未滿	78	78	70

21	6 月以上 9 月未滿	79	79	71
	9 月以上 12 月未滿	80	80	72
	12 月以上	81	81	73
22	3 月未滿	81	81	73
	3 月以上 6 月未滿	82	82	74
	6 月以上 9 月未滿	83	83	75
	9 月以上 12 月未滿	84	84	76
	12 月以上	85	85	77
23	3 月未滿	85	85	77
	3 月以上 6 月未滿	86	86	78
	6 月以上 9 月未滿	87	87	79
	9 月以上 12 月未滿	88	88	80
	12 月以上	89	89	81
24	3 月未滿	89	89	81
	3 月以上 6 月未滿	90	90	82
	6 月以上 9 月未滿	91	91	83
	9 月以上 12 月未滿	92	92	84
	12 月以上	93	93	85
25	3 月未滿	93	93	85
	3 月以上 6 月未滿	94	94	86
	6 月以上 9 月未滿	95	95	87
	9 月以上 12 月未滿	96	96	88
	12 月以上	97	97	89
26	3 月未滿	97	97	89
	3 月以上 6 月未滿	98	98	90
	6 月以上 9 月未滿	99	99	91
	9 月以上 12 月未滿	100	100	92
	12 月以上	101	101	93
27	3 月未滿	101	101	
	3 月以上 6 月未滿	102	102	
	6 月以上 9 月未滿	103	103	
	9 月以上 12 月未滿	104	104	
	12 月以上	105	105	
	3 月未滿	105	105	
	3 月以上 6 月未滿	106	106	

28	6 月以上 9 月未滿	107	107	
	9 月以上12月未滿	108	108	
	12月以上	109	109	
29	3 月未滿	109		
	3 月以上 6 月未滿	110		
	6 月以上 9 月未滿	111		
	9 月以上12月未滿	112		
	12月以上	113		
30	3 月未滿	113		
	3 月以上 6 月未滿	114		
	6 月以上 9 月未滿	115		
	9 月以上12月未滿	116		
	12月以上	117		
31	3 月未滿	117		
	3 月以上 6 月未滿	118		
	6 月以上 9 月未滿	119		
	9 月以上12月未滿	120		
	12月以上	121		
32	3 月未滿	121		
	3 月以上 6 月未滿	122		
	6 月以上 9 月未滿	123		
	9 月以上12月未滿	124		
	12月以上	125		
33	3 月未滿	125		
	3 月以上 6 月未滿	126		
	6 月以上 9 月未滿	127		
	9 月以上12月未滿	128		
	12月以上	129		
34	3 月未滿	129		
	3 月以上 6 月未滿	130		
	6 月以上 9 月未滿	131		
	9 月以上12月未滿	132		
	12月以上	133		

附則別表第3（職務の号の切替表）

旧級が一般職基本給表（一）の11級である職員の新号

旧号	新級	9級	10級
	経過期間		
1	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
	3月未満	1	1

7	3月以上6月未滿	2	1
	6月以上9月未滿	3	1
	9月以上12月未滿	4	1
	12月以上	5	1
8	3月未滿	5	1
	3月以上6月未滿	6	1
	6月以上9月未滿	7	1
	9月以上12月未滿	8	1
	12月以上	9	1
9	3月未滿	9	1
	3月以上6月未滿	10	1
	6月以上9月未滿	11	1
	9月以上12月未滿	12	1
	12月以上	13	1
10	3月未滿	13	1
	3月以上6月未滿	14	1
	6月以上9月未滿	15	1
	9月以上12月未滿	16	1
	12月以上	17	1
11	3月未滿	17	1
	3月以上6月未滿	18	1
	6月以上9月未滿	19	1
	9月以上12月未滿	20	1
	12月以上	21	1
12	3月未滿	21	1
	3月以上6月未滿	22	2
	6月以上9月未滿	23	3
	9月以上12月未滿	24	4
	12月以上	25	5
13	3月未滿	25	5
	3月以上6月未滿	26	6
	6月以上9月未滿	27	7
	9月以上12月未滿	28	8
	12月以上	29	9
	3月未滿	29	9

14	3月以上6月未滿	30	10
	6月以上9月未滿	31	11
	9月以上12月未滿	32	12
	12月以上	33	13
15	3月未滿	33	13
	3月以上6月未滿	34	13
	6月以上9月未滿	35	13
	9月以上12月未滿	36	14
	12月以上	37	14

旧級が医療職基本給表の4級である職員の新号

旧号	新級	4級	5級
	経過期間		
1	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1

7	6 月以上 9 月未滿	3	1
	9 月以上 12 月未滿	4	1
	12 月以上	5	1
8	3 月未滿	5	1
	3 月以上 6 月未滿	6	1
	6 月以上 9 月未滿	7	1
	9 月以上 12 月未滿	8	1
	12 月以上	9	1
9	3 月未滿	9	1
	3 月以上 6 月未滿	10	1
	6 月以上 9 月未滿	11	1
	9 月以上 12 月未滿	12	1
	12 月以上	13	1
10	3 月未滿	13	1
	3 月以上 6 月未滿	14	1
	6 月以上 9 月未滿	15	1
	9 月以上 12 月未滿	16	1
	12 月以上	17	1
11	3 月未滿	17	1
	3 月以上 6 月未滿	18	1
	6 月以上 9 月未滿	19	1
	9 月以上 12 月未滿	20	1
	12 月以上	21	1
12	3 月未滿	21	1
	3 月以上 6 月未滿	22	1
	6 月以上 9 月未滿	23	1
	9 月以上 12 月未滿	24	1
	12 月以上	25	1
13	3 月未滿	25	1
	3 月以上 6 月未滿	26	1
	6 月以上 9 月未滿	27	1
	9 月以上 12 月未滿	28	1
	12 月以上	29	1
	3 月未滿	29	1
	3 月以上 6 月未滿	30	1

14	6 月以上 9 月未滿	31	1
	9 月以上 12 月未滿	32	1
	12 月以上	33	1
15	3 月未滿	33	1
	3 月以上 6 月未滿	34	1
	6 月以上 9 月未滿	35	1
	9 月以上 12 月未滿	36	1
	12 月以上	37	1
16	3 月未滿	37	1
	3 月以上 6 月未滿	38	1
	6 月以上 9 月未滿	39	1
	9 月以上 12 月未滿	40	1
	12 月以上	41	1
17	3 月未滿	41	1
	3 月以上 6 月未滿	42	1
	6 月以上 9 月未滿	43	1
	9 月以上 12 月未滿	44	1
	12 月以上	45	1
18	3 月未滿	45	1
	3 月以上 6 月未滿	46	2
	6 月以上 9 月未滿	47	3
	9 月以上 12 月未滿	48	4
	12 月以上	49	5
19	3 月未滿	49	5
	3 月以上 6 月未滿	50	6
	6 月以上 9 月未滿	51	7
	9 月以上 12 月未滿	52	8
	12 月以上	53	9
20	3 月未滿	53	9
	3 月以上 6 月未滿	54	9
	6 月以上 9 月未滿	55	10
	9 月以上 12 月未滿	56	10
	12 月以上	57	11

旧級が教育職基本給表の5級である職員の新号

旧号	新級	5級	6級
	経過期間		
1	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1

7	6月以上9月未滿	7	1
	9月以上12月未滿	8	1
	12月以上	9	1
8	3月未滿	9	1
	3月以上6月未滿	10	1
	6月以上9月未滿	11	1
	9月以上12月未滿	12	1
	12月以上	13	1
9	3月未滿	13	1
	3月以上6月未滿	14	1
	6月以上9月未滿	15	1
	9月以上12月未滿	16	1
	12月以上	17	1
10	3月未滿	17	1
	3月以上6月未滿	18	1
	6月以上9月未滿	19	1
	9月以上12月未滿	20	1
	12月以上	21	1
11	3月未滿	21	1
	3月以上6月未滿	22	1
	6月以上9月未滿	23	1
	9月以上12月未滿	24	1
	12月以上	25	1
12	3月未滿	25	1
	3月以上6月未滿	26	1
	6月以上9月未滿	27	1
	9月以上12月未滿	28	1
	12月以上	29	1
13	3月未滿	29	1
	3月以上6月未滿	30	1
	6月以上9月未滿	31	1
	9月以上12月未滿	32	1
	12月以上	33	1
	3月未滿	33	1
	3月以上6月未滿	34	1

14	6 月以上 9 月未滿	35	1
	9 月以上 12 月未滿	36	1
	12 月以上	37	1
15	3 月未滿	37	1
	3 月以上 6 月未滿	38	1
	6 月以上 9 月未滿	39	1
	9 月以上 12 月未滿	40	1
	12 月以上	41	1
16	3 月未滿	41	1
	3 月以上 6 月未滿	42	1
	6 月以上 9 月未滿	43	1
	9 月以上 12 月未滿	44	1
	12 月以上	45	1
17	3 月未滿	45	1
	3 月以上 6 月未滿	46	1
	6 月以上 9 月未滿	47	1
	9 月以上 12 月未滿	48	1
	12 月以上	49	1
18	3 月未滿	49	1
	3 月以上 6 月未滿	50	1
	6 月以上 9 月未滿	51	1
	9 月以上 12 月未滿	52	1
	12 月以上	53	1
19	3 月未滿	53	1
	3 月以上 6 月未滿	54	1
	6 月以上 9 月未滿	55	1
	9 月以上 12 月未滿	56	1
	12 月以上	57	1
20	3 月未滿	57	1
	3 月以上 6 月未滿	58	2
	6 月以上 9 月未滿	59	3
	9 月以上 12 月未滿	60	4
	12 月以上	61	5
	3 月未滿	61	5
	3 月以上 6 月未滿	62	6

21	6月以上9月未満	63	7
	9月以上12月未満	64	8
	12月以上	65	9
22	3月未満	65	9
	3月以上6月未満	66	9
	6月以上9月未満	67	10
	9月以上12月未満	68	10
	12月以上	69	11
23	3月未満	69	11
	3月以上6月未満	70	11
	6月以上9月未満	71	12
	9月以上12月未満	72	12
	12月以上	73	13

附則別表第4（職務の号の切替表）

旧号	新号
1から4まで	1
5	2
6	3
7	4
8	5
9	6
10	7
11	8

附則別表第5

都道府県	支給地域	支給割合
東京都	特別区	100分の17
	立川市	100分の12
千葉県	千葉市	100分の10
静岡県	三島市	100分の4

附則別表第6

期間の区分	支給地域	支給割合
移転の日から3年に達する日まで	東京都立川市	100分の17

移転の日から3年を超え4年に達する日まで		100分の16
移転の日から4年を超え5年に達する日まで		100分の15
移転の日から5年を超え6年に達する日まで		100分の14
移転の日から6年を超え7年に達する日まで		100分の13

附則別表第7

都道府県	支給地域	支給割合
東京都	特別区	100分の18
千葉県	千葉市	100分の11

附則別表第8 第1表

月額
26,000円

第2表

交通距離	加算額
100km以上300km未満	6,000円
300km以上500km未満	13,000円
500km以上700km未満	20,000円
700km以上900km未満	26,000円
900km以上1,100km未満	33,000円
1,100km以上1,300km未満	38,000円
1,300km以上1,500km未満	43,000円
1,500km以上2,000km未満	48,000円
2,000km以上2,500km未満	53,000円
2,500km以上	58,000円

附則別表第9

都道府県	支給地域	支給割合
東京都	特別区	100分の18.5
千葉県	千葉市	100分の12

附則別表第 10

扶養親族		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
満 22 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までの間にある子		8,000	10,000	10,000
配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	下記以外の職員の場合	10,000	6,500	6,500
	一般職（一）8 級及び教育職 5 級の職員の場合	10,000	6,500	3,500
	一般職（一）9 級以上の職員の場合	10,000	6,500	3,500
<ul style="list-style-type: none"> ・ 満60歳以上の父母及び祖父母 ・ 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹及び孫 ・ 重度心身障害者 	下記以外の職員の場合	6,500	6,500	6,500
	一般職（一）8 級及び教育職 5 級の職員の場合	6,500	6,500	3,500
	一般職（一）9 級以上の職員の場合	6,500	6,500	3,500
職員に配偶者が無い場合の扶養親族（子 1 人のみ）		10,000	上記の子の額	
職員に配偶者並びに扶養親族となる子が無い場合の扶養親族（父母等 1 人のみ）		9,000	上記の父母等の額	

別表第1（第11条関係）

イ 一般職基本給表（一）

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	

31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100			
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400			
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700			
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000			
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300			

67	233, 100	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600				
68	233, 800	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900				
69	234, 500	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100				
70	235, 100	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400				
71	235, 600	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700				
72	236, 300	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000				
73	237, 000	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200				
74	237, 600	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500				
75	238, 200	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800				
76	238, 700	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000				
77	239, 300	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200				
78	240, 000	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500				
79	240, 700	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800				
80	241, 200	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409, 000				
81	241, 700	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200				
82	242, 300	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500				
83	242, 900	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800				
84	243, 400	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410, 000				
85	243, 900	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000	410, 200				
86	244, 500	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300					
87	245, 100	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600					
88	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800					
89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000					
90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300					
91	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600					
92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800					
93	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000					
94		294, 900	342, 600							
95		295, 200	343, 100							
96		295, 600	343, 500							
97		295, 800	343, 700							
98		296, 100	344, 100							
99		296, 500	344, 500							
100		296, 900	344, 800							
101		297, 100	345, 100							
102		297, 400	345, 500							

103	297,800	345,900						
104	298,100	346,300						
105	298,300	346,800						
106	298,600	347,200						
107	299,000	347,600						
108	299,300	348,000						
109	299,500	348,500						
110	299,900	348,900						
111	300,300	349,200						
112	300,600	349,500						
113	300,800	350,000						
114	301,000							
115	301,300							
116	301,700							
117	301,900							
118	302,100							
119	302,400							
120	302,700							
121	303,100							
122	303,300							
123	303,600							
124	303,900							
125	304,200							

ロ 一般職基本給表（二）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
1	136,200	187,400	208,500	254,100	281,000
2	137,100	188,700	209,700	255,300	282,900
3	138,100	190,100	211,100	256,300	284,500
4	139,000	191,300	212,300	257,400	286,200
5	140,000	192,300	213,600	258,300	287,900
6	141,000	193,800	215,000	259,300	289,400
7	142,000	195,200	216,400	260,400	290,600
8	143,000	196,500	217,800	261,300	291,800
9	143,800	197,900	219,100	262,200	293,300
10	144,800	198,900	220,700	262,900	295,100
11	145,800	200,200	222,300	263,800	296,800
12	146,900	201,200	223,700	264,700	298,600
13	147,700	202,400	224,900	265,700	300,000
14	148,700	203,500	226,400	266,700	301,700
15	149,800	204,600	227,900	267,600	303,300
16	150,800	205,700	229,200	268,500	304,800
17	151,900	206,600	230,000	269,400	306,300
18	153,300	207,700	230,700	270,500	307,900
19	154,500	208,700	231,600	271,500	309,500
20	155,700	209,700	232,600	272,300	311,200
21	156,800	210,600	233,200	273,200	312,200
22	158,000	211,700	234,700	274,100	313,600
23	159,200	212,800	236,000	275,100	315,000
24	160,400	213,700	237,000	275,900	316,500
25	161,500	214,600	238,300	276,500	317,600
26	163,000	215,500	239,500	277,300	319,100
27	164,500	216,200	240,800	278,200	320,500
28	166,000	217,100	242,000	279,100	321,900
29	167,400	217,900	242,800	280,000	323,500
30	168,800	219,100	244,000	281,100	324,700
31	170,300	220,100	245,200	282,100	326,000
32	171,800	220,900	246,300	283,100	327,200

33	173,100	221,500	247,400	283,800	328,300
34	174,800	222,500	248,400	284,700	329,200
35	176,500	223,600	249,500	285,600	330,300
36	178,200	224,700	250,500	286,700	331,400
37	179,900	225,200	251,600	287,300	332,500
38	181,300	226,300	252,500	288,200	333,600
39	183,000	227,400	253,500	289,100	334,600
40	184,500	228,400	254,500	290,000	335,600
41	185,800	229,200	255,500	290,600	336,600
42	187,200	230,200	256,700	291,600	337,600
43	188,500	231,200	257,600	292,600	338,600
44	189,900	232,100	258,900	293,500	339,600
45	191,400	233,000	259,600	294,200	340,500
46	192,700	233,900	260,600	295,100	341,500
47	194,100	234,700	261,700	296,000	342,500
48	195,500	235,400	262,600	296,900	343,500
49	196,800	236,300	263,700	297,600	344,400
50	197,900	237,300	264,700	298,200	345,300
51	199,000	238,300	265,800	298,900	346,200
52	200,200	239,300	266,500	299,700	347,000
53	201,300	240,300	267,200	300,300	347,800
54	202,400	241,300	268,000	301,100	348,600
55	203,300	242,000	269,000	301,800	349,400
56	204,400	242,700	270,000	302,500	350,100
57	205,500	243,500	270,800	303,200	350,800
58	206,400	244,400	271,800	303,900	351,600
59	207,400	245,300	272,900	304,700	352,400
60	208,400	246,000	273,900	305,400	353,100
61	209,500	246,800	274,900	306,000	353,800
62	210,400	247,600	276,000	306,700	354,500
63	211,300	248,500	276,800	307,400	355,200
64	212,200	249,200	277,900	308,100	355,900
65	212,800	250,000	278,700	308,600	356,500
66	213,600	250,600	279,500	309,100	357,000
67	214,300	251,300	280,300	309,700	357,500
68	215,000	251,800	281,100	310,300	358,000

69	215,400	252,500	281,700	310,900	358,400
70	215,800	253,100	282,500	311,300	
71	216,100	253,500	283,300	311,800	
72	216,400	253,900	284,000	312,300	
73	216,600	254,100	284,800	312,600	
74	217,000	254,500	285,500	313,100	
75	217,400	255,000	286,300	313,600	
76	218,000	255,500	287,100	314,000	
77	218,200	255,800	287,700	314,200	
78	218,700	256,200	288,200	314,500	
79	219,100	256,700	288,700	314,800	
80	219,500	257,200	289,100	315,100	
81	220,000	257,500	289,500	315,400	
82	220,300	257,800	289,900	315,700	
83	220,600	258,100	290,400	316,000	
84	221,000	258,400	290,900	316,300	
85	221,500	258,600	291,300	316,500	
86	221,900	258,800	291,900	316,900	
87	222,300	259,100	292,500	317,200	
88	223,000	259,400	293,100	317,400	
89	223,400	259,600	293,400	317,600	
90	223,900	259,800	293,900	317,900	
91	224,400	260,200	294,400	318,200	
92	224,800	260,400	294,800	318,500	
93	225,100	260,700	295,200	318,700	
94	225,500	261,100	295,700	319,000	
95	225,900	261,400	296,200	319,300	
96	226,200	261,700	296,700	319,500	
97	226,500	261,900	297,000	319,700	
98	226,900	262,200	297,400	320,000	
99	227,300	262,400	297,900	320,300	
100	227,700	262,700	298,400	320,500	
101	228,100	263,000	298,800	320,700	
102	228,500	263,200	299,200		
103	228,900	263,500	299,500		
104	229,300	263,800	299,800		

105	229,700	264,000	300,100
106	230,200	264,200	300,500
107	230,500	264,500	300,900
108	230,900	264,700	301,300
109	231,100	265,000	301,600
110	231,500	265,300	302,000
111	232,000	265,600	302,400
112	232,400	265,800	302,700
113	232,600	266,000	302,900
114	233,100	266,300	303,200
115	233,600	266,500	303,500
116	234,100	266,700	303,700
117	234,400	267,000	303,900
118	234,800	267,300	304,200
119	235,200	267,600	304,500
120	235,600	267,900	304,700
121	236,000	268,100	304,900
122		268,300	305,200
123		268,600	305,500
124		268,900	305,700
125		269,100	305,900
126		269,300	306,200
127		269,600	306,500
128		269,900	306,700
129		270,100	306,900
130		270,300	307,200
131		270,600	307,500
132		270,900	307,700
133		271,100	307,900
134		271,300	
135		271,600	
136		271,900	
137		272,100	

別表第2（第11条関係）

医療職基本給表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
1	253,600	338,400	400,400	471,700	566,500
2	256,100	341,400	403,300	474,000	569,600
3	258,600	344,200	405,900	476,200	572,700
4	261,100	347,100	408,600	478,500	575,800
5	263,300	349,800	411,000	480,700	578,700
6	267,100	352,800	413,300	482,900	581,100
7	270,900	355,900	415,400	485,100	583,500
8	274,700	358,700	417,300	487,300	585,900
9	278,300	361,100	419,500	489,300	588,100
10	282,300	363,700	422,200	491,400	589,600
11	286,300	366,400	424,800	493,500	591,100
12	290,300	369,200	427,500	495,600	592,600
13	294,000	372,100	429,900	497,700	594,100
14	298,000	375,600	432,400	499,800	595,200
15	301,900	378,600	434,800	501,900	596,300
16	305,700	382,200	437,300	504,000	597,200
17	309,300	385,600	439,300	506,100	598,400
18	312,800	388,300	441,700	508,100	599,400
19	316,300	390,800	444,000	510,100	600,400
20	319,800	393,400	446,400	512,100	601,400
21	323,400	396,100	447,900	513,900	602,400
22	327,100	398,300	450,300	515,700	
23	330,500	400,200	452,600	517,600	
24	333,800	401,800	454,900	519,500	
25	337,300	403,800	456,900	521,200	
26	339,800	406,100	459,200	523,000	
27	342,400	408,300	461,400	524,800	
28	344,700	410,600	463,700	526,600	
29	347,100	412,900	465,800	528,200	
30	348,900	415,000	468,100	530,000	
31	350,700	417,000	470,400	531,800	

32	352,700	419,100	472,600	533,600
33	354,900	421,000	474,600	535,200
34	357,200	422,800	476,700	537,000
35	359,300	424,600	478,800	538,700
36	361,600	426,600	480,900	540,500
37	363,700	428,500	483,000	542,100
38	366,100	430,500	484,800	543,700
39	368,300	432,400	486,600	545,100
40	370,300	434,400	488,400	546,700
41	372,500	436,200	490,100	548,200
42	373,500	438,000	491,900	549,600
43	374,300	439,700	493,700	551,000
44	375,000	441,500	495,500	552,300
45	376,200	443,300	497,100	553,500
46	377,600	445,100	498,800	554,500
47	379,100	446,900	500,600	555,500
48	380,600	448,600	502,400	556,500
49	381,700	450,400	504,000	557,500
50	382,700	452,100	505,300	558,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300
52	384,500	455,700	507,900	560,200
53	385,400	457,600	508,900	561,000
54	386,300	458,800	510,200	561,900
55	387,000	460,000	511,500	562,800
56	387,900	461,200	512,800	563,700
57	388,600	462,400	513,800	564,600
58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	393,300	469,000	520,500	571,600
66		469,700	521,400	
67		470,400	522,100	

68		471,000	523,000	
69		471,300	523,900	
70		472,000	524,700	
71		472,700	525,600	
72		473,400	526,500	
73		473,800	527,300	
74		474,400	528,200	
75		475,100	529,100	
76		475,800	529,800	
77		476,200	530,600	
78		476,800	531,500	
79		477,400	532,400	
80		477,900	533,300	
81		478,500	534,100	
82		479,000	535,000	
83		479,500	535,900	
84		480,000	536,800	
85		480,400	537,600	
86		481,000	538,500	
87		481,400	539,400	
88		481,900	540,300	
89		482,400	541,100	
90		483,000		
91		483,600		
92		484,000		
93		484,500		
94		485,100		
95		485,700		
96		486,300		
97		486,800		

別表第3（第11条関係）

教育職基本給表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円
1	177,900	220,100	281,000	327,600	406,000	534,400
2	180,000	222,400	284,000	330,500	408,300	537,400
3	182,000	224,600	286,800	333,500	410,700	540,500
4	184,000	226,800	289,600	336,500	413,200	543,600
5	185,800	228,900	292,200	339,700	415,300	546,600
6	188,200	231,000	294,600	342,100	417,800	549,000
7	190,600	233,200	296,800	344,700	420,000	551,500
8	193,000	235,300	299,100	347,100	422,500	553,900
9	195,600	237,600	301,600	349,800	424,200	556,200
10	198,100	240,000	304,000	352,500	426,700	558,000
11	200,800	242,400	306,400	355,200	429,000	559,900
12	203,400	244,800	308,900	358,200	431,300	561,800
13	205,700	246,900	311,200	361,000	432,700	563,500
14	207,600	249,300	313,200	362,900	434,900	564,900
15	209,400	251,700	315,200	365,100	437,100	566,200
16	211,400	254,100	316,900	367,600	439,400	567,400
17	213,400	256,100	319,100	369,600	441,500	568,700
18	215,100	259,200	320,900	371,800	443,900	569,500
19	216,900	262,300	322,900	373,900	446,200	570,200
20	218,600	265,400	324,600	375,800	448,600	570,900
21	220,500	268,300	326,300	377,600	450,700	571,700
22	222,400	271,300	328,700	379,400	453,000	
23	224,300	274,200	330,900	380,900	455,400	
24	226,200	277,100	333,300	382,100	457,700	
25	228,000	279,700	335,300	383,500	459,700	
26	230,100	282,300	337,300	385,300	461,900	
27	232,200	284,800	339,400	387,100	464,000	
28	234,300	287,400	341,800	389,000	466,200	
29	236,100	290,000	344,000	390,900	468,300	
30	238,300	292,300	346,100	392,600	470,600	
31	240,600	294,500	348,000	394,300	472,800	

32	242,900	296,800	349,800	396,000	474,900
33	245,100	299,000	351,700	397,600	476,800
34	246,900	301,200	353,600	399,400	478,900
35	248,600	303,700	355,300	400,900	481,200
36	250,300	305,900	356,800	402,700	483,400
37	251,800	308,400	358,400	403,800	485,500
38	253,300	309,700	360,400	405,400	487,500
39	254,800	311,400	362,500	406,900	489,400
40	256,400	312,800	364,400	408,400	491,300
41	258,100	314,500	366,300	409,300	493,300
42	259,700	315,000	368,200	410,900	495,200
43	261,100	315,500	370,000	412,400	496,900
44	262,600	316,000	371,800	414,000	498,800
45	263,500	316,800	373,600	415,300	500,700
46	265,000	317,800	375,400	416,900	502,500
47	266,500	318,600	376,900	418,300	504,300
48	267,800	319,600	378,700	419,900	506,200
49	269,300	320,400	380,200	421,300	507,900
50	269,800	321,300	381,800	422,600	509,600
51	270,400	322,100	383,400	423,900	511,400
52	271,100	322,900	385,100	425,200	513,300
53	271,700	324,000	386,200	425,900	514,900
54	272,300	324,800	387,700	426,900	516,500
55	272,800	325,500	389,100	427,800	518,200
56	273,300	326,300	390,700	428,700	519,800
57	273,800	326,800	392,000	429,600	521,400
58	274,900	327,500	393,400	430,500	522,700
59	275,800	328,400	394,700	431,400	524,000
60	276,800	329,200	396,200	432,300	525,200
61	277,800	330,200	397,500	433,200	526,400
62	278,700	331,200	398,900	434,100	527,400
63	279,500	332,300	400,400	435,100	528,400
64	280,300	333,400	401,900	436,200	529,400
65	281,200	334,100	402,900	437,100	530,000
66	281,900	335,200	404,000	438,100	530,900
67	282,900	335,900	405,000	439,100	531,800

68	283,800	337,000	406,100	440,000	532,700
69	284,400	337,600	407,100	441,000	533,600
70	285,200	338,700	408,000	442,000	534,400
71	286,000	339,600	408,800	442,900	535,100
72	286,900	340,700	409,600	443,900	535,600
73	287,800	341,000	410,400	444,900	536,300
74	288,900	342,000	411,300	445,800	536,800
75	289,900	343,000	412,100	446,700	537,600
76	291,000	344,000	412,900	447,700	538,200
77	291,500	345,000	413,600	448,500	538,700
78	292,500	346,000	414,100	449,000	539,300
79	293,400	346,900	414,500	449,700	539,900
80	294,300	347,800	414,900	450,300	540,500
81	295,200	348,800	415,200	451,100	541,100
82	296,100	349,800	415,600	451,800	
83	297,000	350,800	415,900	452,100	
84	297,800	351,800	416,300	452,700	
85	298,100	352,400	416,600	453,100	
86	298,900	353,000	417,000	453,500	
87	299,700	353,600	417,400	453,900	
88	300,600	354,200	417,800	454,200	
89	301,500	354,800	418,100	454,500	
90	302,100	355,200	418,500	454,800	
91	302,800	355,600	418,900	455,300	
92	303,400	356,100	419,200	455,600	
93	304,000	356,600	419,500	455,900	
94	304,700	357,000	419,900	456,200	
95	305,400	357,500	420,200	456,500	
96	306,100	358,000	420,500	456,800	
97	306,300	358,600	420,800	457,100	
98	306,800	359,100	421,200	457,600	
99	307,300	359,500	421,500	457,900	
100	307,800	360,000	421,800	458,200	
101	308,100	360,400	422,100	458,500	
102	308,500	360,900	422,500		
103	308,800	361,200	422,800		

104	309,400	361,700	423,100
105	309,800	362,200	423,400
106	310,200	362,600	423,800
107	310,500	363,100	424,100
108	310,900	363,600	424,400
109	311,100	364,000	424,700
110	311,500	364,500	425,000
111	311,900	365,000	425,300
112	312,300	365,400	425,600
113	312,600	365,800	425,900
114	313,000	366,200	426,200
115	313,300	366,700	426,500
116	313,600	367,100	426,800
117	313,900	367,500	427,000
118	314,300	367,900	
119	314,700	368,400	
120	315,100	368,800	
121	315,300	369,100	
122	315,500	369,500	
123	315,800	370,000	
124	316,100	370,300	
125	316,400	370,700	
126	316,600	371,200	
127	316,900	371,700	
128	317,300	372,100	
129	317,600	372,500	
130	317,900	373,000	
131	318,300	373,500	
132	318,500	374,000	
133	318,700	374,500	
134	319,000	375,000	
135	319,300	375,500	
136	319,500	376,000	
137	319,800	376,500	
138	320,000	377,000	
139	320,300	377,500	

140	320,600	378,000			
141	320,900	378,500			
142	321,300				
143	321,700				
144	322,100				
145	322,300				
146	322,700				
147	323,000				
148	323,400				
149	323,600				
150	324,000				
151	324,300				
152	324,700				
153	324,900				
154	325,300				
155	325,700				
156	326,100				
157	326,300				

別表第4（第11条関係）

指定職基本給表

号	基本給月額
	円
1	706,000
2	761,000
3	818,000
4	895,000
5	965,000
6	1,035,000
7	1,107,000
8	1,175,000

別表第5（第23条関係）

勤務箇所	職員	調整数
国立大学法人総合研究大学院大学又はその他の国公私立大学大学院	左欄に置かれている研究科又は研究科以外の教育研究上の基本となる組織（以下「研究科等」という。）に在学する学生の指導に従事する助教	1
	助教以上の研究教育職員のうち、研究科等において、講義、演習、実験又は実習の指導を担当する者、又は主任として学生に対する研究指導を担当する者	2
	上記調整数2の適用を受ける者のうち、主任として4人以上の学生に対する研究指導を担当する者	3

別表第6（第23条関係）

教育職基本給表

職務の級	調整基本額
2級	10,500円。ただし、1号9,904円、2号10,008円、3号10,107円、4号10,206円、5号10,300円、6号10,395円、7号10,494円
3級	11,900円
4級	12,700円
5級	15,000円
6級	16,300円

別表第7（第25条関係）

職員の区分 期間の区分	手当の額	
	第1項第1号	第1項第2号
	円	円
1年未満	184,700	50,800
1年以上2年未満	184,700	50,800
2年以上3年未満	184,700	50,800
3年以上4年未満	184,700	50,800
4年以上5年未満	184,700	50,800
5年以上6年未満	184,700	50,800
6年以上7年未満	184,700	49,000
7年以上8年未満	184,700	47,200
8年以上9年未満	184,700	45,400
9年以上10年未満	184,700	43,600
10年以上11年未満	184,700	41,800
11年以上12年未満	184,700	40,000
12年以上13年未満	184,700	38,200
13年以上14年未満	184,700	36,400
14年以上15年未満	184,700	35,000
15年以上16年未満	184,700	33,600
16年以上17年未満	183,100	32,200
17年以上18年未満	181,500	30,800
18年以上19年未満	179,900	29,400
19年以上20年未満	178,300	28,000
20年以上21年未満	176,700	26,600
21年以上22年未満	167,500	26,000
22年以上23年未満	157,700	25,400
23年以上24年未満	148,600	24,400
24年以上25年未満	138,900	23,800
25年以上26年未満	129,700	23,200
26年以上27年未満	118,700	22,600
27年以上28年未満	108,300	22,000
28年以上29年未満	98,000	21,200
29年以上30年未満	87,000	20,900
30年以上31年未満	76,400	20,500

31年以上32年未満	65,300	19,900
32年以上33年未満	54,900	19,000
33年以上34年未満	40,700	18,100
34年以上35年未満	27,500	17,400

備考

この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。

別表第8（第27条関係）

都道府県	支給地域	支給割合
東京都	特別区	100分の20
	立川市	100分の12
千葉県	千葉市	100分の15
	柏市	100分の6
静岡県	三島市	100分の5